

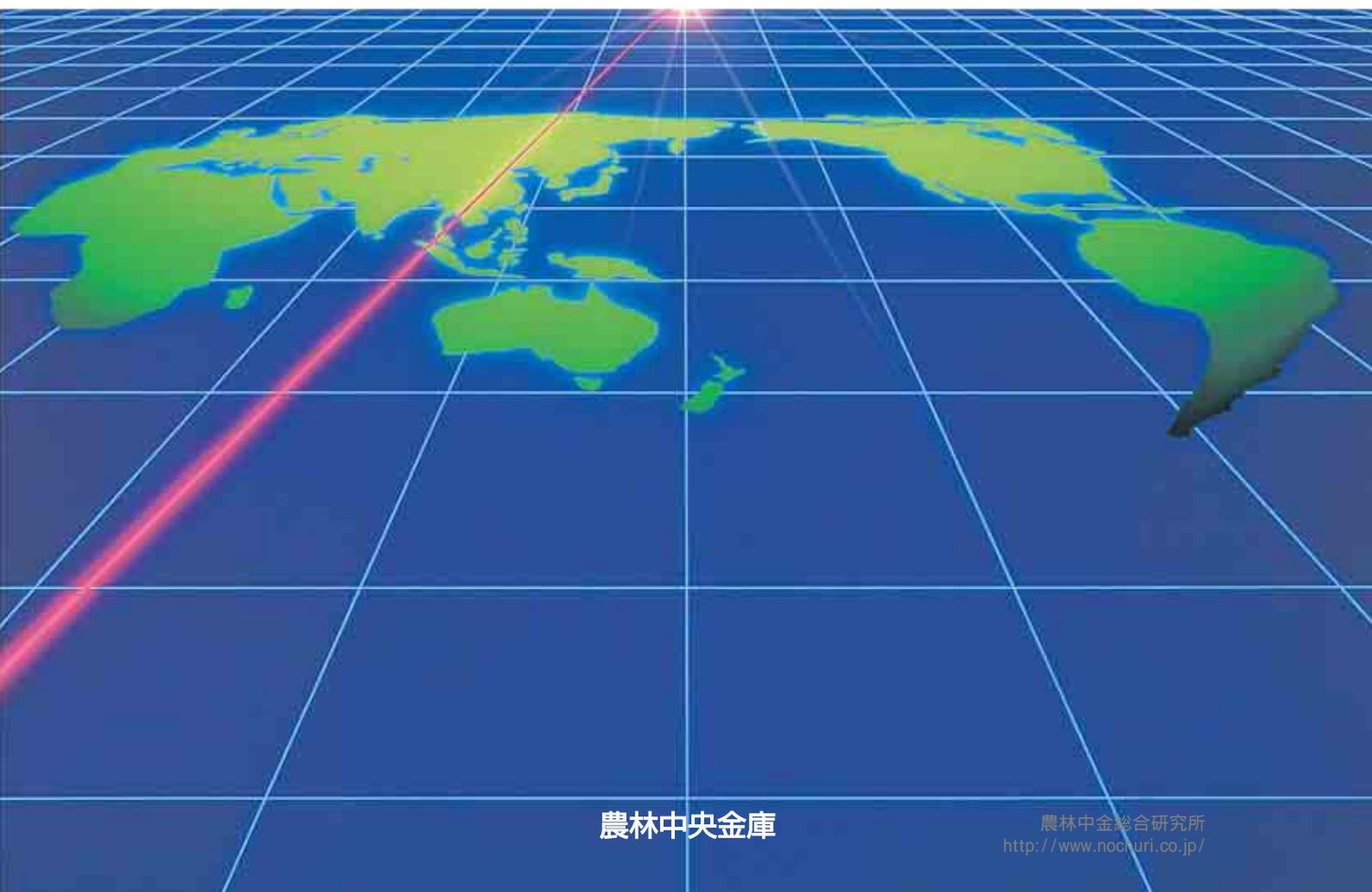
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016 **8** AUGUST

地域金融の諸相

- 事例にみる地銀の農業融資の変遷と新たな変化
- 台湾におけるクレジットユニオン運動の展開



目標実現に向けた金融

本号ではリテール金融にかかる論調を掲載しているが、現在、金融機関を取り巻く環境には厳しいものがある。マイナス金利導入で、長期ゾーンも含めて国債利回りがマイナスになり、利ザヤの縮小が続いている。米国景気は相対的に堅調とはいえ、中国景気の減速、長期化等、当面の景気は必ずしも明るくなく、英国のEUからの離脱も先行きの不透明要因となっている。わが国同様マイナス金利が広がっている欧州では、銀行株の低迷にみられるように、一部の金融機関の経営を不安視する見方が依然払拭できていない。

リーマンショック後に高まった金融業への批判に対して、金融業務の意義、役割を包括的に示した書籍“Finance and the Good Society”（邦題：『それでも金融はすばらしい』）の中で、イエール大学のロバート・シラー教授（2013年ノーベル経済学賞受賞）は、「金融とは・・・一群の目標実現に向けた経済的取り決めの構築と、その目標実現に必要な資産の管理を行う活動」だとしている（43頁）。これは、上場株式の増資や債券公募などの市場型金融よりも、融資を中心とした相対型の金融にこそ、ふさわしい定義だと思われる。キャッシュフローに含まれるリスクを評価して分解し、多様な金融商品に再構成して広く販売するような市場型の金融を推し進めてきた米国において、相対型金融にかかわる機能が重要なものとして論じられているのは、リーマンショック後の変化といえるかもしれない。

一方同書では、金融関係者の一部が手にする「経済的な権力・・・そのものが、人の神経を逆なで」し、「人々の参加意識を妨げ」ており（438頁）、目標実現のための資産の管理という金融の定義との間には距離があるが、それを埋めるためには、更なる金融の民主化が必要としている。金融の民主化とは、資本所有の分散化、より多くの人により多様な金融手段にアクセス可能となること、金融機能の基本的な情報について認識が広まることなど多様な内容を含み、例えば、専門家が借り手の立場にたつてアドバイスをすることで、借り手の不安が払拭されることも、金融民主化の進展につながる例としている。同書の「銀行業の民主化」の項目では、協同組合が銀行業の民主化に果たした役割も取り上げられているが、歴史的に果たした役割だけでなく、JAがまさに取り組んでいるような、営農や販売部門と連携した、農業者の目標実現のための農業融資のあり方は、借り手と貸し手の情報共有の観点から、金融の民主化というあるべき方向を体現したものといえるのではないか。当社「農中総研 調査と情報」2015年1月号で紹介されているとおり、シラー教授は「2014国際協同組合サミット」の基調講演も行っている。

とはいえ、本号で示すように他業態の農業融資への取組みが強化され、組合員も多様化するなか、「協同組合だから」というだけで、組合員から選ばれるわけではないことは、改めて指摘するまでもない。JAバンク全体で、人材育成、信用・経済の連携、情報提供機能強化など、必要な取組みを引き続き着実に進めていくことが求められるが、協同組織金融の機能強化は、金融の民主化といったより大きな観点からの意義付けも可能であり、その潜在力の十分な発揮が望まれよう。

（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 小野澤康晴・おのざわ やすはる）

今月のテーマ

地域金融の諸相

今月の窓

目標実現に向けた金融

(株) 農林中金総合研究所 調査第一部長 小野澤康晴

事例にみる地銀の農業融資の変遷と新たな変化

長谷川晃生 — 2

台湾におけるクレジットユニオン運動の展開

古江晋也 — 17

信用金庫の取引先支援

——貸出金残高減少に歯止めをかける——

田口さつき — 30

情
勢

近年の農家経済の動向

——経営規模に着目して——

山田祐樹久 — 38

談話室

納豆の国際規格化から伝統食とは何かを考える

名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 横山 智 — 28

統計資料 — 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

事例にみる地銀の農業融資の変遷と 新たな変化

主任研究員 長谷川晃生

〔要 旨〕

地方銀行は2005年前後から農業融資に継続的に取り組んでいる。最近の変化として、融資残高の増加を牽引してきた畜産（肥育牛）経営体向け運転資金融資は、子牛価格高騰の影響で経営維持のための借入が増えたため、規模拡大による前向きな資金需要への対応を通じた残高伸長が難しくなっていることが挙げられる。こうしたなか、一部地銀は耕種経営体向け融資に注目しているが、耕種向けは小口融資が中心であるため、6次産業化の支援を通じて、新たな資金需要を創造するなどの様々な波及効果を高めていくことが重要な課題となっている。

農業経営体の6次産業化への関心や、食品関連企業による地元農産物調達ニーズが高まり、また国は地方創生等地域経済の活性化に向けた動きを活発化させている。こうした動きを受けて、地銀は、農業経営体と様々な食品関連企業との連携による新たな事業展開への支援を、足元で一層積極的におこなっている。農業経営体の資金需要への対応だけでなく、農業分野への支援を通じた地域経済の活性化が地銀にとっての課題となっている。

目 次

はじめに	(3) B銀行
1 地銀の農業融資が一層積極化している背景	(4) C銀行
(1) 融資対象先が増加	(5) D銀行
(2) 役割発揮できる領域が拡大	4 農業融資の変遷と最近の変化
2 農業融資残高等の増減状況	(1) 取組みの変遷
(1) 運転資金を中心に残高が増加	(2) 農業融資の変化
(2) 一部地銀が全体の増加を牽引	(3) 6次化サブファンドの活用
(3) 多くの地銀で、6次化サブファンドを設立	(4) 非金融支援の変化
3 事例調査結果	(5) 外部機関の活用の変化
(1) 調査先の概要	(6) 取組み方の変化
(2) A銀行	おわりに

はじめに

地方銀行（以下「地銀」という）等の一部の地域金融機関は、2005年前後から農業融資に積極的に取り組み、その後も継続してきた^(注1)。国の6次産業化（以下「6次化」という）の推進等を背景に、地銀は足元でより一層積極的になっているが、その取組みに変化もみられる。

本稿では、地銀が農業融資に積極的である背景を整理したうえで、取組みの変遷と最近の変化を、同一地銀に継続的に実施してきた聞き取り調査をもとに明らかにする。

(注1) これまでの地銀等の取組みは、長谷川(2006, 2009, 2013)を参照のこと。

1 地銀の農業融資が一層積極化している背景

地銀が農業融資に、より一層積極的になった背景は主に2つある。1つは、地銀を巡る経営環境が厳しさを増すなかで、融資先となりうる農業法人等の増加が続いていること。2つ目は、農業経営体の6次化等に関して、地銀は自らが役割を発揮できる領域が拡大したとみていることが挙げられる。

(1) 融資対象先が増加

まず、1つ目の背景について詳しくみていこう。地域密着型金融が政策的にも進められた05年前後から、地銀は農業融資に積極的になった。当時、地銀の主な融資先で

ある中小企業向け融資残高が長期的に縮小する一方、これまで取引が希薄であった農業法人が増加してきたため、地銀は新たな^(注2)マーケットとして農業融資に注目した。

その後、中小企業向け融資は、13年の日銀による量的・質的金融緩和の導入以降、残高増加に転じたが、超低金利が長期化しているため、地銀の収益力は低下傾向にある。また、人口減少に伴う営業基盤の衰退が、2000年代中頃から地方圏で顕在化し、^(注3)地銀の経営環境は厳しさを増している。

こうしたなか、農業法人は、国が法人化を推進しているため増加が続いている。法人のなかには、経営規模の拡大、直接販売や加工等の経営多角化に伴い、多額の資金借入が必要となる事例も増えている。

さらに、09年からは、一般企業による借地での農業経営が可能となり、^(注4)食品関連企業等の農業への参入数は、15年末までの3年間に倍増している。地銀への聞き取り調査からも、企業が農業参入する際には、相応の資金借入が発生する様子がうかがえる。

(注2) 当時の積極化の詳細は長谷川(2006)を参照のこと。

(注3) 日本銀行(2015)を参照。

(注4) 09年の農地法改正で、一般企業が農業生産法人の要件等の一定の条件を満たせば、農地を借りて営農することが可能となった。

(2) 役割発揮できる領域が拡大

2つ目として、国の6次化の推進や食品関連企業による地元農産物の調達ニーズが高まり、地銀は自らの役割を発揮できる領域が拡大していることが挙げられる。

農業分野での6次化は、農業経営体と食

品関連企業が連携しつつ、生産・加工・販売の各段階でのイノベーションを通じて、^(注5)新たな価値を創造するものとされている。

6次化に対して、地銀は地域内の多くの食品関連企業との取引があるため、豊富な顧客ネットワークを生かした連携やビジネスマッチングが農業経営体から求められている。

また、聞き取り調査によると、地銀は、ここ数年、食品関連企業による地元農産物の調達ニーズが高まっているとみている。地銀は、取引先の農業経営体のなかから、様々な選択肢をそれら企業に提案することが必要となっている。

こうした新たなニーズに対して、顧客ネットワークを活用して農業経営体や食品関連企業の事業展開を支援することは、地銀にとって強みを発揮できる領域になっているものと考えられる。

(注5) 農林水産省(2016)を参照。

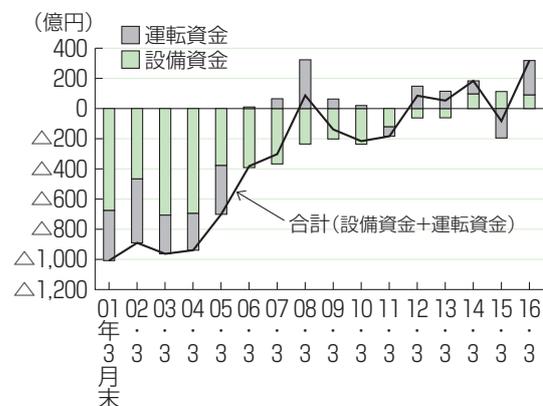
2 農業融資残高等の増減状況

以上が、地銀の農業融資が、より一層積極化した主因であるが、融資残高はどのように推移しているのでしょうか。以下では、国内銀行(都銀、地銀、第二地銀、信託銀行の合計)と地銀個別行の「農業・林業」向け融資残高の分析を通して、融資状況を概観する。

(1) 運転資金を中心に残高が増加

地銀等を含む国内銀行の01年以降の融資残高(運転資金と設備資金の合計)の前年比

第1図 国内銀行の「農業・林業」向け融資残高の前年比増減額



資料 日本銀行「貸出先別貸出金」
(注) 残高は銀行勘定。

増減額をみたのが第1図である。^(注6)残高は減少で推移してきたが、12年からは15年を除き増加している。

残高内訳をみると、^(注7)設備資金は減少してきたが、14年に増加に転じている。一方、運転資金は、地銀等の取組みが積極化した06年から11年と15年を除き増加で推移している。運転資金の増勢により、残高合計に占める運転資金割合は01年の48%から16年の72%へと大きく上昇している。

地銀等の農業融資が運転資金中心である理由として、農業経営体にとって設備資金の利用は金利・償還期間等の面で有利な農業制度資金が一般的であることが挙げられる。

(注6) 本データは、日銀の「貸出先別貸出金」の内訳項目の1つであるが、当方実施の地銀への聞き取り調査によると、農林業を営んでいる先への貸付住宅等の各種貸出金が集計されている事例があった。特に、10年3月に「個人による貸家業」が新設されるまでは、貸付住宅資金が含まれるケースもあり、設備資金残高に大きく影響していたものと推察される。

(注7) 設備資金は耐用年数がおおむね1年以上の有形固定資産に要する資金のことで、運転資金は農業・林業全体から設備資金を差し引いたものの。

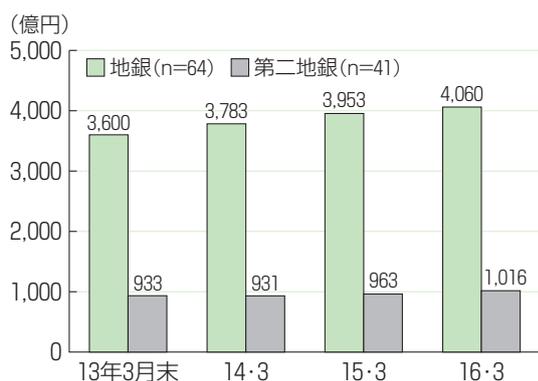
(2) 一部地銀が全体の増加を牽引

次に、地銀64行の残高動向を第二地銀と比較すると、地銀の残高は第二地銀を大きく上回り、ここ数年の増加額も地銀が大きいという特徴がある（第2図）。

ただし、地銀個別行の残高の差は大きく、16年時点で、上位10行が全地銀の過半を占めている。また、13年から16年にかけて残高が増加したのは40行にのぼるが、上位10行の増加額が全体の9割を超えている。

地域別にみると（第1表）、九州・沖縄、

第2図 地銀、第二地銀の「農業・林業」向け融資残高



資料 各銀行の公表資料を基に作成

第1表 地域別にみた地銀の「農業・林業」向け融資残高、増減額

	融資残高 (16年3月末)	増減額 (13年3月末- 16年3月末)
合計 (n=64)	4,060	460
北海道 (n=1)	134	9
東北 (n=10)	546	31
関東・東山 (n=11)	798	76
北陸 (n=6)	332	△36
東海 (n=7)	302	△8
近畿 (n=7)	148	△4
中国 (n=5)	179	42
四国 (n=4)	172	25
九州・沖縄 (n=13)	1,450	324

資料 第2図に同じ
(注) 地銀の本店所在地がある地域別の残高、増減額。

関東・東山、東北の順に残高が大きく、16年までの3年間の増加額は九州・沖縄が最も大きい。

以上のことから、6割の地銀で融資残高は増加しているが、九州・沖縄を中心とした一部地銀が全体の増加に寄与していたことが分かる。

(3) 多くの地銀で、6次化サブファンドを設立

他方、国は6次化のための出資等をおこなう（株）農林漁業成長産業化支援機構を13年に創設した。出資の仕組みは、農林漁業者と食品関連企業等の6次化パートナー企業とが6次化に取り組む事業体（6次化事業体）を設立し、地銀等が設立するサブファンドから事業体への間接出資を基本としている。

同機構の公表資料をもとに地銀のサブファンド設立と農林漁業向けの出資実績をみると、16年6月末時点で、全国に51の全サブファンドが設立され、そのうち地銀によるものが38にのぼる。地銀設立の38ファンドのうち、22は単独行による設立で、残り16ファンドは、主に地域内の他の金融機関と共同で設立されたものである。共同設立を含めると、地銀64行中、46行はファンドを設立していることになる。

地銀設立の38ファンドのうち、30ファンドで出資実績がある。ただし、実績に差があり、ファンドごとの出資件数は、多い順に、9件（1ファンド）、5件（2ファンド）、4件（2ファンド）となっている。1件のみ

は13ファンド、出資実績がないものが8ファンドにのぼることから、7割の地銀でファンドは設立されたが、実績は広がっていないのが現状である。

3 事例調査結果

(1) 調査先の概要

これまで地銀が農業融資に一層積極化した背景を整理するとともに、地銀の融資残高の全体動向とその特徴を確認した。

以下では農業融資に積極的な同一地銀に対して、継続的に実施してきた聞き取り調査をもとに、農業融資の変遷と最近の特徴的な変化を明らかにする^(注8)。

事例で取り上げる4つの地銀は、「農業・林業」向け融資残高、最近の増加額ともに、地銀のなかでも大きい先である。

調査先の概要は第2表のとおりである。具体的にみると、16年3月末時点の4行の融資残高は、A銀行が最も多く、B、C、DはA銀行の半分以下である。融資残高の内訳は、A、B銀行は畜産中心であるとい

第2表 事例調査先の概要

	A銀行	B銀行	C銀行	D銀行
取組開始時期	04年頃	05年	08年	06年
融資残高 (A銀行の16年3月末残高を100として指数化)	100	26	40	34
融資残高に占める畜産向け割合	約8割	約7割	非公表	非公表
調査時期	09年, 12年, 16年	06年, 09年, 12年, 16年	09年, 15年	06年, 09年, 12年, 16年

資料 各地銀の聞き取り調査等を基に作成
(注) 融資残高は各行公表の「農業・林業」向け残高。

う特徴がある。農業融資の取組歴は長く、A、B、D銀行は10年程度、C銀行は8年である。以下では、時系列での取組み方の変化に注目し、分析をおこなうことにする。

(注8) 継続調査先は、農業領域を営業エリアとする10程度の地銀等である。本稿は、そのうち特徴的な変化が確認された4地銀を取り上げる。

(2) A銀行

a 融資体制

畜産が盛んな地域を営業エリアとするA銀行は、04年頃から、川上の農業生産と川中の食品製造を中心とし、川下の流通を含めた農業関連企業全体の活性化に注力してきた。

そして、04年に、本店の法人営業支援をおこなう部署に農業関連の専担者を配置し、08年に農業関連の融資の企画等をおこなう専担部署を設置した。

現在の専担部署の主な業務は、①1次産業向け融資、6次化サブファンド等の各種農業経営体向けファンドの推進、②融資先のモニタリングである。

専担部署では、外部人材を積極的に活用し、取組当初から行政職員OB（元農業改良普及センター職員等）を招へいしている。また人材育成のために、ここ数年、農業関連企業に若手職員を1年間出向させることによるOJT研修を実施している。出向先の1つに肉用牛等の食肉加工品メーカーがあり、農場だけでなく、経営管理や営業部門で研修を実施することで、畜産経営の全体把握に努めている。

b 残高増加の要因が変化

A銀行では、取組み当初から融資残高の増加が続いている。融資残高に占める肥育牛経営体向けの短期運転資金の割合が高く、これが残高増加に寄与している。

ただし、肥育牛向けの運転資金の用途は大きく変化している。当初は、飼養頭数増加に伴う規模拡大に必要な素畜導入や飼料購入のための資金需要が中心であった。しかし、近年の子牛価格高騰で、経営を維持するための素畜導入の必要額が増加したことが、経営体の運転資金の借入額増加の背景にある。

一方、耕種経営体向け融資残高も、ここ数年増加している。A銀行は、若手農業者の規模拡大に伴う資金需要に対応したことが増加の主因とみている。

c 融資後の管理の特徴

A銀行は、数億円の短期運転資金が必要となる大規模な畜産経営体に対して、畜産物（牛、豚）の動産を担保とするABL（動産・債権担保融資）に取り組んできた。

ABL先からは、契約に基づき、定期的に事業の進捗や担保物件の状況等の報告を受ける。これにより、経営状況を随時把握できるため、経営悪化に際して迅速な対応を図ることができると考えている。

前述のとおり12年頃から、肥育牛経営を巡る環境が悪化したことを受けて、融資全体を所管する部署では、融資先へのモニタリングを強化した。さらに15年に、モニタリングの効率性向上のため、肥育牛経営に

詳しい前述の農業関連の専担部署にその業務を移管した。そして専担部署では、主にABL先への定期的な訪問を通して、資金繰り等の経営状況を把握することに注力している。仮に問題が発生すれば、経営破綻に至る前に、A銀行は、他の畜産経営体や畜産関連企業との連携により、経営継続のための各種支援をおこないたいと考えている。

d 商談会による販路開拓支援

A銀行は、他地域の金融機関と共同で、首都圏で農産物や加工品等の食関連の商談会を、09年頃から継続開催している。

15年から、商談会の出展予定者（農業経営体以外も含む）に対して、元百貨店バイヤーやパッケージデザイナー等を講師に、事前相談会を開催している。商品の改善点やPR手法を学ぶことで、商談会での成約率が向上するよう支援している。

e 今後の展開

肥育牛経営体向けの前向きな資金需要が伸び悩むなかで、A銀行は耕種経営体向け融資に注力することを検討している。

しかしながら、A銀行は耕種経営体向けの融資ノウハウに乏しいため、経営統合した近隣地銀との人事交流によってノウハウを習得することに期待している。また、A銀行は、耕種経営体に出資することで農業生産に参入し、畜産と異なる信用リスクを把握して、新たなビジネスモデルの構築を目指している。

A銀行では、農業経営体は規模拡大の意

欲が強く、これまで6次化への関心がそれほど高くないとみていた。しかしながら、経営体のなかには、6次化を通じて農畜産物の付加価値拡大を図ろうとする意識が高まっている。A銀行は、6次化による融資先の事業展開を支援することで、新規の資金需要を創造することが重要とみている。具体的には、農業と観光を関連付けて農家レストランの起業等で外部から人を呼び込むこと、また農産物輸出に取り組むことを支援していきたいと考えている。

(3) B銀行

a 融資体制

B銀行は、05年に本店の法人営業部署に農業関連の担当者を配置した。当初2名体制でスタートし、09年頃に3名へと増員した。そして、11年に4名体制の農業関連の専担部署を設立し、現在に至っている。なお、4名の職員のうち2名は、行政の農業関連部署のOBである。

当初、営業店に農業融資のノウハウがなかったため、本店の担当者の業務は、営業店のサポートが中心であった。09年頃になると、営業店にノウハウが蓄積され始めたため、本店の専担部署は直接農業法人への営業に注力するようになった。

現在の専担部署では、①農業経営体への営業と6次化支援、②食品関連企業による地元産農産物調達ニーズへの対応、③一般法人の農業参入支援をおこなっている。そのなかで最も注力しているのは、農業経営体への営業である。以前は、営業先の対象

として、広く農業法人協会の会員等としていたが、現在では、規模拡大や6次化に意欲がある経営体に絞っている。

b 営業店での営業強化

12年頃から、農業が盛んな地域にある営業店の管理職を中心に農業融資の対応力を強化してきた。

現在、農業融資に対応できる職員を若手層まで広げるために、農業地域の営業店では、特定の若手職員を農業融資の担当者として、兼務であるが明確化している。そして、若手職員に対して、日本政策金融公庫の農業経営アドバイザーの資格取得を奨励している。

c 融資先の特徴と残高増加の要因

05年から、ほぼ一貫して融資残高は増加している。当初、B銀行は、様々な営農類型に融資することで、天候不順や価格変動等による信用リスクを軽減したいと考えていた。しかし、実際に取り組みを開始してみると、畜産経営体向けは大口融資が見込まれ、経営状況の把握においても耕種経営と比べて比較的容易ということが分かった。そのため、肥育牛・酪農経営体向けの融資割合が高く、16年時点で約7割を占めている。

ここ数年の融資残高増加の要因として、B銀行は、子牛価格の高騰を受け、一部の大規模な肥育経営体が繁殖を含めた一貫経営に転換し、資金借入が発生していること、また農業参入法人からの資金借入が増加し

ていることなどを挙げている。

d 6次化の支援

12年の調査時点で、B銀行は農業経営体の6次化を支援する意向はあったが、食品関連企業との連携やマッチングが難しいと考えていた。

その後、食品関連企業による農業参入や地元産農産物の調達ニーズが高まり、以前と比べると6次化支援が容易になっているとみている。また、B銀行は、地域内の農協は農業経営体への6次化支援にそれほど積極的でないともみているため、6次化支援が自行の強みが生かせる領域であると考えられるようになった。そして、6次化サブファンドの設立以降は、ファンド活用により、支援を積極化している。

e 今後の方向性

B銀行では、農業融資残高は増加しているが、担当者の人件費等と金利収入等を勘案すると、農業融資単独で採算をとることは見込めないとみている。

したがって、事業を継続していくには、農業融資の残高伸長だけではなく、食品関連企業向け融資への波及効果を勘案する必要があるとしている。また、6次化の際の経営計画の作成、農業参入に対するアドバイス等のコンサルティングを業務として位置付ける必要があると考えている。

(4) C銀行

a 取組経緯

C銀行は、08年に法人営業を支援する部署に農業関連の専担者を配置し、10年に部署内に食品・農業担当班（以下「農業班」という）を設置した。農業班を設置し、これまで手薄であった農業融資に参入することで、川上の農業生産から川下までの農業関連産業全体をカバーし、新たなビジネスにつなげたいと考えていた。

当初、C銀行は、農業融資のノウハウに乏しく、手探りの状況が続いていた。しかし、日本政策金融公庫への出向職員の帰任等で、体制が整った12年から積極化している。

b 営業体制

農業班は、設立時には2名体制であったが、融資残高増加に伴い順次拡充し、15年時点で5名体制となっている。

C銀行は本店所在地の県域よりも、近隣県域の営業店管内で農業が盛んなため、営業エリアは複数県域にまたがっている。

融資営業に関しては、営業店での農業融資のノウハウ習得に相応の時間がかかるため、当初から、農業班が大規模経営体を中心に営業をおこなってきた。

c 残高は短期間で急増

融資残高は、取組みが積極化した12年から16年までに10倍以上増加している。営業エリア内には、C銀行に先行して農業融資に参入していた地域金融機関もあったが、

C銀行が複数の県域で積極的な営業をおこなったことで、他行融資先を獲得したことが残高急増につながったと考えている。また、営業活動が浸透したため、農業経営者間の口コミで、新規顧客が増えた面もあるとのことである。

C銀行の営業エリアは、畜産が盛んな地域だけでなく、園芸や米麦等が中心の地域もあり、様々である。全体としてみると、融資残高に営農類型別の偏りはないという特徴がある。

d 6次化ファンドの出資件数も増加

6次化ファンドのサブファンド設立後に、C銀行には、農業経営体だけでなく食品関連企業からも6次化に関する様々な相談が持ち込まれるようになった。

C銀行では、6次化について、園芸作物を中心に需要があるとみている。同行は、様々な営農類型と取引があることで、多種多様な農業経営体と食品関連業者を広範囲でマッチングしたことが、6次化事業体の設立と同事業体への出資につながったとみている。こうした結果、同行のファンド出資実績は地銀のなかでも上位である。

e 今後の方向性

今後も、これまでと同様に、農業班を中心に農業経営体の新規融資先を開拓し、残高増加を図っていききたいと考えている。

また、農業融資残高が一定のボリュームとなったことで、食品関連企業等向け融資で、他行との差別化を図るような新たなビ

ジネスにつなげていきたいと考えている。

(5) D銀行

a 取組経緯

D銀行は、06年に法人営業部署に兼務で農業関連を担当する職員を配置した。09年頃までに農業関連の専任担当者を2名とし、現在も同様の体制を維持している。また、ここ数年、行政の農業関連部署に職員を志向させている。

当初、自行の取組みを農業経営体に広く認知してもらうために、食関連の商談会を開催したり、独自の農業融資商品を創設したりした。そして、09年頃に、本店の専任担当者が農業法人に対する営業を開始した。また、農業融資残高の伸長のために、農業信用基金協会の保証を付与する融資商品を新設した。

12年頃になると、農業を医療、観光などととも成長分野と位置付け、融資だけでなく、農業法人設立、販路開拓、6次化の支援にも注力するようになった。

さらに、ここ数年、企業からの農業参入法人等を軸とした新たな産地形成を通じて、地域の農業振興につなげたいと考えている。

b 融資動向

融資残高は一貫して増加傾向にある。経営形態別の融資先数は、非法人が法人を上回っており、全体の7割を占めている。ここ数年、大規模経営体向けの残高はほぼ横ばいで推移する一方、様々な営農類型向けの1件当たり1千万円未満の小口融資が残

高増加の中心となっている。

なお、基金協会保証を利用したD銀行の融資残高は、緩やかに増加している。保証を付与した融資額は、1件当たり5百万円程度と少額であることから、小口融資の際にも活用されているものとみられる。

D銀行は、効率的に新規取引先を開拓することが重要と考え、農業近代化資金や青年等就農資金等の制度資金を積極的に取り扱っている。そして、制度資金の借入者の運転資金や小口資金等の様々な資金需要に対応することで、農業融資残高の伸長を期待している。また、農業経営体への直接営業だけでなく、農機具販売店への業者営業も実施している。さらに、法人設立に関する実務的なアドバイス支援や、後述の販路開拓支援もおこなっている。

c 6次化サブファンドの動向

D銀行は、6次化サブファンドを同じ地域内の金融機関と共同で設立している。

D銀行では、6次化の事業計画が有望であっても、新規導入する作物の収量安定までの期間が長期化するなど、定期的な債務償還が現実的でないと判断されるものは、ファンドを活用している。また、出資後、6次化事業体に対して、運転資金等の融資を積極的におこなっている。

d 非金融支援の充実

D銀行の食関連の商談会への出展者は、比較的大規模な農業法人が中心である。一方、小口融資の伸長のためには、商談会だ

けでなく、法人化や規模拡大が見込まれる若手農業者向けの支援が必要と考え、以下のような取組みを展開している。

1つは、首都圏で不定期に開催する農産物販売ブースの新設である。出展者は、特徴がある農産物（果樹、野菜等）の生産者とし、未取引先にも声を掛けている。販売ブースの新設によって、首都圏の食品関連企業への販路拡大を期待している。

2つ目は、農業経営に関するビジネススクールの開催である。D銀行は、これまでも農業経営体向けのセミナーを開催してきたが、より効果的な支援のためには、対象者とテーマを絞ることが必要と考えていた。そこで、中小企業診断士を講師に、農業経営力と営業販売力の強化に関するセミナーを開催することになった。受講者は30～40歳代の20名程度の農業経営者である。同セミナーは日本政策金融公庫と共同開催することで、自行の融資先だけでなく、参集範囲を拡大することができたと、D銀行ではみている。

e 一般企業の農業参入支援

ここ数年、融資先企業が農業参入に関心を持つようになり、D銀行の参入支援実績は増えつつある。

具体例として、融資先の運輸関連企業による果樹栽培への参入がある。この企業から農業参入の相談を受けた営業店は、本店につなぎ、本店が導入農作物の選定等を検討した。そして、参入に伴う様々な実務に関しては、外部の専門のコンサルタント会

社を紹介することで対応している。

参入企業に対しては、D銀行と日本政策金融公庫が協調して融資をおこなった。D銀行には果樹栽培に関するノウハウが希薄であったが、同公庫から果樹経営の基本的なデータを入手できたことで、融資判断に活用できたとしている。

また、D銀行では、上記の農業参入を契機として、同じ品目に取り組む周辺の農業経営体と新たな販路開拓を通じた産地形成につなげたいと考えている。

f 今後の方向性

今後は、非法人を含む多様な農業経営体の資金需要に応えるとともに、食品関連企業の農業参入に伴う金融ニーズにも対応していきたいと考えている。

D銀行では、小口の農業融資に効率性を求めることは難しいと考えているが、地域の経済基盤が弱体化するなかで、こうした資金需要に対応していくことが重要としている。その際、農業融資の伸長を目指すだけでなく、農業経営体の預金獲得や農業生産以外の様々な資金需要も取り込んでいきたいと考えている。

4 農業融資の変遷と最近の変化

以下では、前述の事例を踏まえ、調査先の農業融資の変遷を整理するとともに、最近の新たな変化について、指摘することにした。

(1) 取組みの変遷

まず、調査先の農業融資の変遷を概観することにする。

05年から09年頃にかけては、まず本店の人員体制が整備され、農業融資商品の創設等も進められた。この時期から食関係の商談会は定期的開催されている。

12年頃までに、本店主導での営業が開始され、営業エリア内の大規模な農業法人を中心に新規融資先の開拓が大きく進んだものとみられる。また、様々な非金融支援も展開され、外部機関との連携も強化された。

そして、ここ数年、地銀は経営環境が厳しいなか、国の地方創生等地域経済の活性化に向けた動きが活発化していることを受けて、地域活性化の1つの柱として農業分野に対する融資姿勢をより積極化している。

以下では、こうした変遷のなかで、具体的にどのような変化が生じたのか、詳細にみることにしたい。

(2) 農業融資の変化

a 畜産経営体向け融資

農業経営体向け融資は、畜産と耕種向けで融資額の規模等が大きく異なることから、それぞれに展開の特徴を整理する。

畜産向け融資は、A銀行の事例のように、数億円の運転資金借入が必要となる大規模な肥育牛経営体向けが中心であるとみられる。

地銀が農業融資に取り組み始めた05年後は、枝肉価格が安定する一方、飼料価格が高騰した時期でもあった。大規模層では

規模拡大によって、飼料価格高騰を乗り越えるケースがみられた。^(注9)

こうした環境下で、地銀は積極的に短期運転資金を融資し、融資残高を増加させた。おそらく、この時期に、地銀は営業エリア内の大規模経営体との取引を大きく進展させたものとみられる。

10年以降になると、全体の飼養頭数が減少に転じ、枝肉価格は上昇基調にあるものの、子牛価格の高騰分をカバーすることが難しい状況が発生している。こうしたなか、運転資金需要は、従来の増頭に伴うものから、経営維持に必要な資金へと変化しつつある。調査先の一部地銀の融資残高増加は、こうした子牛価格高騰に伴う運転資金融資が主因である。

大規模な肥育牛経営体向け融資においては、信用リスクを軽減することが重要となる。A銀行では、ABLを導入し、定期的に経営状況を把握し、経営悪化時の対応を迅速化する工夫がなされている。具体的には、経営悪化時に、A銀行が他の畜産経営体や畜産関連企業と連携し、経営継続のための各種支援をおこないたいと考えている。

以上のような事例調査を踏まえると、肥育牛向けは1経営体当たりの融資額が大きく、地銀にとって魅力的な分野であったが、肥育牛経営を巡る環境変化を受けて、これまでの規模拡大に伴う運転資金需要の増加は難しくなっていることがうかがえる。

(注9) 詳細は長谷川(2008)を参照。

b 耕種経営体向け融資

そうしたなか、A銀行のように、耕種経営体向けの融資に注目する動きが出ている。しかし、耕種経営は、畜産と比較すると、運転資金需要が小さい。また、設備取得等に伴う資金調達には農業制度資金の利用が中心であるため、民間金融機関はその補完である。一般的に、耕種向けは小口融資が中心となるため、地銀にとって効率的に融資先を開拓することが課題となる。

D銀行では、取引先拡大のために制度資金の取扱いを積極化し、それを契機にプロパー資金の伸長を図るなどの様々な工夫がなされているが、融資先開拓の効率性向上は難しい面があるとしている。

畜産と比べて野菜等の農産物は、食品関連企業からの調達ニーズが高く、6次化においても多様な展開が期待できる面がある。したがって、耕種経営体向け融資は、食品関連企業とのマッチングや6次化支援による事業支援を通じた、新たな資金需要を創造するなどの様々な波及効果を高めることが重要であると考えられる。

(3) 6次化サブファンドの活用

6次化支援のためのサブファンドは、多くの地銀で設立されたが、出資実績につながっていないケースも多い。そうしたなか、C銀行では、6次化への関心が、農業経営体だけでなく食品関連企業でも高いことを受けて、両者のニーズを広範囲でマッチングしたことが、6次化事業体の設立と同事業体への出資につながっている。このよう

に、営業エリアが複数県域にまたがる場合は、マッチングの選択肢が広がり、案件組成に効果的とみられる。

また、D銀行は新規作物導入など収益安定まで時間がかかり、定期的な債務償還がすぐには難しい案件でファンドを活用している。そして、出資後は6次化事業体に対して、運転資金等の融資をおこなっている。ファンドを活用して新事業を立ち上げ、それが呼び水となって、新規融資につながっている事例もある。

(4) 非金融支援の変化

調査先の非金融支援は、商談会・ビジネスマッチング等による販路開拓支援と経営改善のためのコンサルティング機能の提供に大別される。販路支援のなかでも商談会は初期の段階から、コンサルティング機能の提供は12年頃から積極的に進められている。

まず、食関連の商談会は、多くの金融機関で開催されており、出展者確保のためには、他行との差別化が必要な状況にある。A銀行では、他地域の金融機関と共同開催することでマッチングの広域化を図っている。また最近では、商談会前の相談会を実施することで成約率向上を支援する工夫がみられる。商談会等による販路開拓支援は、農業経営体だけでなく、広く食品関連企業を対象とし、関連企業のニーズを受けた農業経営体とのマッチングが中心である。D銀行のように、農業経営体のニーズを受けた販路開拓支援は、それほど積極的でない

のが実態であろう。

一方、コンサルティング機能の提供に関しては、12年の調査時点で様々な支援が確認された。例えば、A銀行ではブランド化支援として、農業経営体を含めた農業関連業者に対して、同地銀が広告代理店と連携し、販売戦略等の策定やパッケージデザインの開発支援をおこなっていた。

しかしながら、同支援は、融資先の経営発展段階に応じてニーズが多様であるため、広く参加者を募集して実施することは効果的でない面がある。実際、企業の農業参入時の相談対応も個別で実施されている（D銀行）。

(5) 外部機関の活用の変化

地銀は農業融資に積極的に取り組んでいるものの、必要となるリソースを全て自前でそろえるのではなく、外部機関を積極的に活用している。

12年時点で、既に農業政策や農業技術に精通した行政職員OBを雇用しているところ（A、B銀行）や、日本政策金融公庫へ職員を外向させているところもあった（C銀行）。さらにJ-PAO（特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構）や野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社等の連携もみられた（A銀行）。

最近の傾向として、行政機関への職員出向や農業関係のコンサルタント会社の活用がみられる。注目すべき点として、農業分野は行政の振興策との関係性が重要との認識から、職員を行政機関に出向させる地銀

が増加していることが挙げられる。D銀行では、行政との人事交流を通して、営業エリア内の農業特性の理解が深まることから、農業経営体への適切な経営支援等ができるものと期待している。

12年時点での外部機関の活用は、一般的な農業特性の把握が主な目的であったが、ここ数年は、営業エリア内の農業情勢の把握や、個別経営体に対して自行が提供するコンサルティングなどの補完機能を期待しているものと考えられる。

(6) 取組み方の変化

既述のように地銀を巡る経営環境は厳しく、地銀は融資や出資、また6次化等の支援を通じて、地域経済の活性化に貢献することで、新たな資金需要を創造し、収益拡大につなげるのが課題となっている。特に、国の地方創生等地域経済の活性化に向けた動きが活発化するなかで、政策的にも地域活性化に対する地銀の役割発揮への要請が強まりつつある。

6次化や食品関連企業の地元農産物調達ニーズの高まりが追い風となって、域内の農業経営体と食品関連企業との連携・マッチングをサポートすることは、以前よりも取り組みやすい環境となっている。地銀にとっては、こうした支援が自行の強みを発揮できる領域であるため、融資先の6次化等の新たな事業展開の支援を、足元でより一層積極化している（A、B、D銀行）。また、一般企業の農業参入が増加しているなかで、参入法人を軸とした新たな産地形成

を模索する動きも出ている（D銀行）。

このように、地銀は地域活性化の1つの柱として農業分野に注目している。そして、農業経営体の資金需要に対応するだけでなく、例えば農業経営体の6次化を様々な食品関連企業との連携等により支援することで、地域経済の活性化につなげようとする意識が高まっている。こうした動きは始まったばかりであり、今後どのように展開していくのか注視する必要がある。

おわりに

本稿でみたように、地銀は、様々な外部要因の変化があっても農業融資に引き続き積極的である。このことは農業融資において、地銀等の民間金融機関が担える領域が拡大していることを示唆するものであり、この意味を最後に考えることにしたい。

農業融資は、農業経営体が小規模であることから起因する、高リスク、高コスト等の特殊性があるとされてきた。

しかしながら、農業経営体のなかでも、肥育牛経営体は企業的経営が生産の中心となり、民間金融機関にとっても、ABL等による債権管理の高度化が進んだことで、融資可能な領域となっている。

農業経営体の規模拡大と経営多角化の進展、一般企業による農業参入の増加、また国がそうした経営体への政策支援を重点化させていることで、肥育牛経営以外にも融資可能な領域が拡大する傾向にあるものとみられる。

一方、民間金融機関の融資対応の面では、様々な営農類型で設備資金等の長期資金需要が相応に発生するものの、農業経営体の設備資金借入は、農業制度資金が利用の中心となる。したがって、民間金融機関が実際に融資しているのは、短期の運転資金や制度資金の補完にとどまっている。

農業経営体の様々な経営展開により、民間金融機関の対応できる領域が拡大しているとすれば、制度金融と民間金融の役割見直しが必要である。仮に、制度資金の見直しによって、民間金融機関が設備資金で担える部分が増えるとすれば、経営体の経営発展に、より積極的に関与することができるものと考ええる。

こうした議論を深めるには、農業経営体の経営実態に即した論点整理が課題となる。特に重要なのは、大規模な農業経営体の経営展開は従来の経営規模や事業範囲と大き

く異なる傾向にあり、こうした経営体の展開を、農業融資の特殊性のなかでどのように整理するかという点である。こうした点について今後の研究課題としたい。

<参考文献>

- ・日本銀行（2015）「人口減少に立ち向かう地域金融——地域金融機関の経営環境と課題——」『金融システムレポート別冊シリーズ』
- ・農林水産省（2016）「平成27年度 食料・農業・農村白書」
- ・長谷川晃生（2006）「地銀等民間金融機関における農業分野への取組状況と農協の課題」『農林金融』5月号
- ・長谷川晃生（2008）「畜産経営を巡る環境変化と金融対応」『農林金融』11月号
- ・長谷川晃生（2009）「地銀等の農業融資への取組みとその特徴」『農林金融』6月号
- ・長谷川晃生（2013）「地銀の農業融資の変化と最近の特徴」『農林金融』4月号
- ・緩鹿泰子・清水みゆき（2016）「食品企業の原料調達構造の変遷」『食品経済研究』第44号

（はせがわ こうせい）



台湾におけるクレジットユニオン運動の展開

主事研究員 古江晋也

〔要 旨〕

1960年代、アジア諸国では「クレジットユニオン」と呼ばれる協同組織形態の金融機関が相次いで設立された。この動きは台湾にも見られ、64年に最初の「^{ちよちくこじよしや}儲蓄互助社」(クレジットユニオン)が設立されて以降、カトリック教会、長老派教会や原住民族コミュニティを中心に広まった。

現在の儲蓄互助社は、多くのボランティアの人々の支援のもと、社員(組合員)からの出資金を原資に、社員に小口融資を実施する。しかし、預金取扱金融機関ではない。また、儲蓄互助社は小規模な組合であるが、銀行から融資を受けることができない人々にとっては不可欠な金融機関である。

本稿では台湾における儲蓄互助社運動の歴史的展開と現状、中央機関である中華民国儲蓄互助協會の役割および儲蓄互助社の取組みを概観することで、台湾社会における儲蓄互助社運動の意義を検討する。

目 次

はじめに

1 儲蓄互助社の設立とその広がり、運動の発展

2 1980年代以降の儲蓄互助社運動

3 CULROCの業務と儲蓄互助社の現況

(1) 儲蓄互助社への検査等

(2) 安定基金制度の運営

(3) インターレンディング業務

(4) 儲蓄互助社の現況

4 台中市衛道儲蓄互助社の取組み

5 台中市傳愛儲蓄互助社の取組み

おわりに

はじめに

^(注1)
アジア諸国では「クレジットユニオン」
と呼ばれる協同組織形態の金融機関が1960
年代に相次いで設立された。クレジットユ
ニオンの設立には、イエズス会を中心とし
たカトリック教会聖職者や米国クレジット
ユニオン協会の国際部門などが重要な役割
を果たしており、信用力が低く、銀行から
融資を受けることのできない人々にとって
不可欠な金融機関として成長していった。
クレジットユニオンの設立は60年代の台湾
においても見られ、台湾カトリック教会が
63年5月、イエズス会の神父が組織した研
修会^(注2)（タイ・バンコク）に2人の神父と2人
の信徒を派遣したことがきっかけとなった。

台湾のクレジットユニオンは「^{ちよちく こじよ}儲蓄互助
^{しゃ}社」と呼ばれ、2014年12月現在、儲蓄互助社
数^(注3)339社、出資金額^(注4)208億8,284万台湾元（668
億2,508万円）、社員（組合員）数21万5,373人に
まで拡大している。台湾儲蓄互助社は社員
が出資を行い、出資金を原資として社員に
小口融資を実施する。ただし、預金は取り扱
っていない。このため儲蓄互助社の中央機
関である中華民国儲蓄互助協會（CULROC：
Credit Union League of the Republic of China）
は、協同組織（cooperative organization）を所
管する内政部（Ministry of Internal Affairs）
が監督官庁となっている。

本稿では、台湾におけるクレジットユニ
オン（儲蓄互助社）運動の歴史的展開と現状、
中央機関である中華民国儲蓄互助協會の役

割、そして2つの儲蓄互助社の取組みを概
観することで、台湾社会における台湾儲蓄
互助社運動の意義を検討する。

(注1) 本稿では、台湾のクレジットユニオンを「儲
蓄互助社」、台湾以外のクレジットユニオンを
「クレジットユニオン」と表記する。

(注2) アジア社会経済生活発展委員会（SELA：
Committee for Development of Socio-
Economic Life in Asia）がタイ・バンコクで
開催した社会活動指導者講座（Social Action
Leadership Course）のこと。SELAとは1958
年、後のイエズス会総長となったアルペ神父が
アジア各地で活躍しているイエズス会士間の国
際協力を進める考えを明らかにしたことを受け、
59年に開催された会合から発展した組織。アジ
アの人々の生活向上の手段の一つとしてクレジ
ットユニオンを活用することに関心を抱き、そ
の普及に貢献した。

(注3) 15年12月末現在の儲蓄互助社数は340社。

(注4) 本稿では、中華民国儲蓄互助協會（2015）に
基づき1ドル=31台湾元としている。また1ド
ル=102円、1台湾元=3.2円で邦貨換算している。

1 儲蓄互助社の設立とその 広がり、運動の発展

バンコクで開催された研修会に参加した
ジェス・ブレイニャ神父、ルイ・ダウド神
父、牟文熙氏（Mou Wen-Hsi）、呉秋霖氏
（Wu Chou-Lin）の4人は帰国後、早速、儲
蓄互助社設立に向けての準備を開始した。^(注5)
まず、彼らは1963年6月にボランタリー・
クレジットユニオン・センター（Voluntary
Credit Union Center）を開設し、クレジット
ユニオンの定款、プロモーションや社員向
けの教育関連資料などの翻訳作業に取り組
むとともに、セミナーなども開催した。そ
して64年8月、^{しんちく}新竹市において台湾初の儲
蓄互助社（聖心儲蓄互助社、設立当時の社員

数63人、出資金額3,700台湾元)が設立され、翌月には儲蓄互助社運動を推進する目的で中国経済発展協会(ASEDROC: Association for Socio-Economic Development in the Republic of China)が設立された(初代会長はユ・ピン枢機卿)。

神父やセンター職員は、都市部以外にも農村部や山地の原住民族コミュニティ、人里離れた村にまで赴き、儲蓄互助社設立のためのワークショップを実施した。同活動は台湾南部の屏東^{へいとう}県や東海岸地域のキリスト教関係者にも知られるようになり、同地で儲蓄互助社の設立に関する議論が盛んに行われたという。

このように初期の儲蓄互助社運動は、カトリック教会、長老派教会(Presbyterian church)や原住民族コミュニティで広がったが、財政部は当時、地下金融活動の拡大を阻止することに力を入れていたこともあり、新たな儲蓄互助社を設立してはならない、社員に融資を行ってはならないという命令を発出した。同事態にユ・ピン枢機卿は儲蓄互助社の立場を表明するとともに、当時の台湾総統夫人宋美齡氏と会見した。これらの尽力によってユ・ピン枢機卿は儲蓄互助社運動を推進するため協同組合研究者から支援を受けることにも成功し、財政部からカトリック教会、山地などに儲蓄互助社を試験的に組織することが認められた。

68年、センターは中華民國儲蓄互助協會(CULROC)となったが、引き続きASEDROCと歩調を合わせて運動を展開していった。また翌年、CULROCはCUNA ミューチュア

ル保険の協力を受けて、儲蓄互助社にローン・プロテクション^(注6)保険と生命保険を提供するサービスを開始した。

70年代になると、アジアクレジットユニオン連合会設立の参画(71年)や、台中市への本部移転などが実施されたが、特筆すべきは、内政部が儲蓄互助社運動のイベントに参加したことである。このことは政府が台湾における儲蓄互助社運動の意義を認め、試験期間に「合格」したことを意味していた。

(注5)台湾における儲蓄互助社運動の歴史的展開については、日本共助組合連合会編(1975)とAsian Confederation of Credit Unions(1981)を参照している。

(注6)ローン・プロテクション保険とは、社員(組合員)の死亡年齢に関係なく、当該社員が死亡した場合、家族は出資金額の2倍を受け取ることができる(要件は75歳以下の出資金となる)。同保険は出資を奨励するとともに社員が死亡した場合の家族の負担を軽減することを目的としている。

2 1980年代以降の儲蓄互助社運動

82年、CULROCはこれまで歩調を合わせていたASEDROCから独立するとともに、「社団法人」(Non-Profit Organization)としての法人格を取得した。このことは、これまで組合員範囲資格(コモンボンド)が約8割を占めていた「グループ」(教会)から、クリスチャン以外のより広範な人々を対象とする「地域」へと変化する一つの要因ともなった(14年現在の儲蓄互助社数に占める各コモンボンドの割合は、地域83%、グループ14%、職域3%となっている)。

この時期の儲蓄互助社運動の目標は、「儲蓄互助社法」を獲得することであった。同法についての原案は米国研究者、ルイ・コショ博士 (Dr. Louis Cosho) によって作成され、同原案を記したレポートが政府に提出された (76年)。しかし、同レポートに沿った法案が74人の立法委員 (日本の国会議員に相当) によって政府に提出されたのは17年後の93年であった。そして儲蓄互助社法が立法院 (日本の国会に相当) を通過し、台湾総統によって公布されたのは、さらに4年が経過した97年5月であった。

儲蓄互助社法が制定されたことを受け、監督官庁が明確となり、儲蓄互助社の事業が法的に認められるとともに、税制優遇を受けることができるようになった。しかしその一方で、検査、監督などが厳格化されたため、赤字が続いていた儲蓄互助社は合併、清算を余儀なくされた (後掲第1図参照)。

2000年代で注目される動きは、①儲蓄互助社法の改正と、②原住民族の人々や貧困者への更なる支援である。①については02年1月、各社員の出資金が100万台湾元 (320万円) 以下の場合、当該配当は所得税から免除されるという条文が付け加えられた。②については、原住民族委員会 (Council of Indigenous Peoples)^(注7) が促進していた原住民族の人々に対する家屋修繕融資についての規約改正であり、同改正によって儲蓄互助社が政策融資の申請機関の一つとして認められた。同融資は、儲蓄互助社が行政機関から初めて業務を委託されたケースとなり、生活資金融資などその後の政策融資プロジ

エクトに参画する弾みとなった。^(注8)

(注7) 中華民国政府は96年、原住民族の人々の要請などを受けて行政院原住民族委員会を設置した。同委員会は原住民族とその社会の発展を目的とした政策等を行う画期的な機関であり、02年の改正によって現在の名称になる。CULROC理事長で立法委員のワリス・ペリン氏 (Walis Pelin) は05年に原住民族委員会主任委員に任命された。

(注8) 原住民族委員会から委託を受け、儲蓄互助社が生活資金融資を行う基本的なスキームは、融資が成約すると儲蓄互助社側は原住民族委員会から融資額の3%の手数料を得ることができる。ただし、融資を受けた者が返済できず破産した場合、儲蓄互助社の損失となる。一方、家屋修繕促進融資の手数料は3%以下であるが、融資を受けた者が返済不能となった場合は、原住民族委員会の基金がリスクを負う仕組みとなっている。

3 CULROCの業務と 儲蓄互助社の現況

儲蓄互助社の全国組織であるCULROC (写真1) の主な業務は、儲蓄互助社に対する、①検査、監査と指導、②保険商品の提供、③安定基金制度の運営、④儲蓄互助社間の資金融通 (インターレンディング業務) の運営に加え、⑤儲蓄互助社の設立をめざ



写真1 中華民国儲蓄互助協會本部(CULROC)

す人々への相談やアドバイスなどである。ここでは、儲蓄互助社への検査等、安定基金制度の運営、インターレンディング業務の運営を簡単にまとめた後、儲蓄互助社の現況を概観する。

(1) 儲蓄互助社への検査等

儲蓄互助社への検査等は儲蓄互助社法と最高意思決定機関である総会で定められた規定に従い、CULROC内の督導組(Inspection Department)が全国を北部、中部、南部、東部の4つのエリアに区分して実施している。

各エリアには4人の職員を配置しており、本部職員とともに検査等を行っている。内容は、①儲蓄互助社における財産および事業等のモニタリング、②月に一度の現金、ローン契約書などの監査、③少なくとも年に一度、出資金が社員本人と一致するかの確認、④年に一度の全体検査と総会への報告、などである。

なお、儲蓄互助社法第37条では、儲蓄互助社が経営の失敗、財政的な困難、または他の重大な事故によって業務を行うことができず、出資金が規定を下回る、または社員数が50人以下となる場合、CULROCは出資金や社員の増加などの勧告を当該儲蓄互助社に行う。そして期間内に目標に到達できなかった場合は、当局に助言を行い、承認を得た後、当該儲蓄互助社に合併または解散を勧告する。また、第42条では、CULROCは必要に応じ、対象となる儲蓄互助社への検査を実施することが定められている。加えて、重大な事故のために業務を行うこと

ができず、社員の福利が毀損されるリスクがある場合、CULROCは職員を派遣し、当該問題に対処させるとともに、当局へも報告することが定められている(第46条)。

(2) 安定基金制度の運営

一方、安定基金制度やインターレンディング業務を担当するのは、CULROC内の行政組(Executive Department)である。

安定基金制度とは、CULROC内に設けられた「安定基金」を活用し、赤字などの理由で儲蓄互助社の資金が不足した場合、同基金が儲蓄互助社に融資を行う仕組みである。儲蓄互助社は同基金制度に加入することが定められており、最終利益の20%の半分を同基金に預け入れることになっている(もう半分は内部留保として儲蓄互助社に蓄えられる)。なお、安定基金の総額は約10億台湾元(32億円)である。

(3) インターレンディング業務

インターレンディングとは、CULROCを通し、儲蓄互助社間の余資運用と資金調達を行う仕組みであり、アジアのクレジットユニオンの連合会においても一般的に見られる制度である。儲蓄互助社では、儲蓄互助社同士の資金の貸し借りは禁止されており、すべてCULROCを通じて行うこととしている。資金の出し手となるか、取り手となるかは儲蓄互助社の社員の構成に大きく依存しており、例えば収入が安定している公務員の割合が高い儲蓄互助社はインターレンディングで借り入れることが少ない。

一方、原住民族の人々を支援する儲蓄互助社の場合は利用頻度が高まる傾向にある。また金融機関が少ない地域の儲蓄互助社もインターレンディングで資金調達を行う頻度が高い。

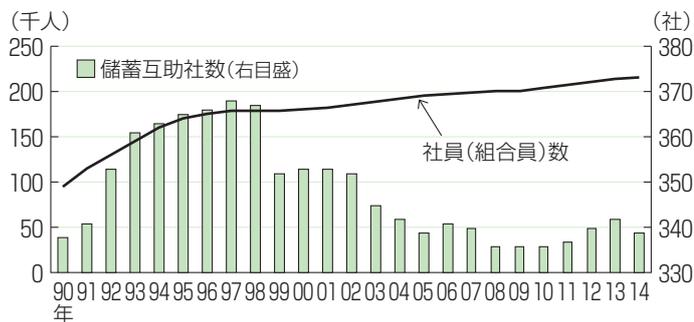
このほか、04年に儲蓄互助社金融商品投資管理法が制定されたことを受け、CULROCが金融商品への投資を一定割合で認められるようになったことも注目される。ここでいう一定割合とは儲蓄互助社がCULROCに預けた資金の15%以内であり、この範囲内において国債などを購入することが可能となっている。

(4) 儲蓄互助社の現況

第1図、第2図は1990～2014年における儲蓄互助社の社（組合）数、社員（組合員）数、出資金額、融資残高の推移を表したものである。これらの図によれば、社員数の増加に伴い、出資金額も順調に拡大していることがわかる。一方、儲蓄互助社数は前述したように90年代後半に大きく減少し、昨今もやや減少傾向にある。

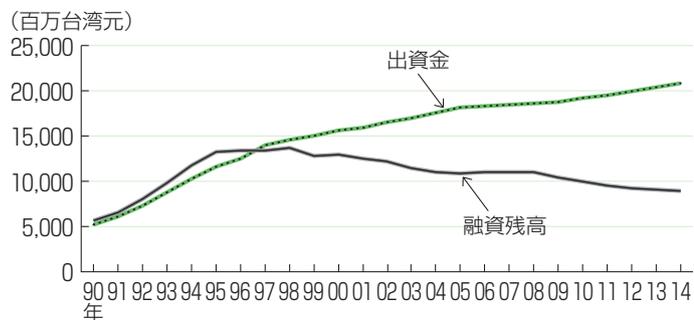
第3図は、出資金の規模別に儲蓄互助社を分類したものである。出資金額が4,650万台湾元（1億4,880万円）未満の儲蓄互助社が約65%を占めており、小規模な組合が多いことがわかる。儲蓄互助社にはエリア別区分もあり、平地（Non-Aboriginal Area）における儲蓄互助社数は226社（社員数15万4,042人、出資金額167億7,503万台湾元〔536億8,009万円〕）、山地（Aboriginal Area）のそれ

第1図 儲蓄互助社数と組合員数の推移



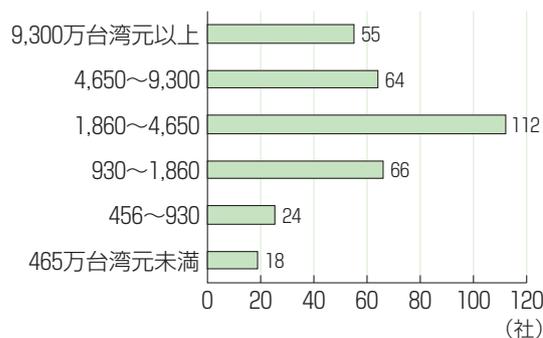
資料 中華民國儲蓄互助協會『臺灣儲蓄互助社運動年報』2010年, 2014年

第2図 儲蓄互助社における出資金額と融資残高の推移



資料 第1図に同じ

第3図 出資金規模別儲蓄互助社数 (2014年12月)



資料 中華民國儲蓄互助協會『臺灣儲蓄互助社運動年報』2014年

は113社（社員数6万1,331人、出資金額41億750万台湾元〔131億4,400万円〕）となっている。

前述したように儲蓄互助社は、最終的な利益の20%を安定的な経営を維持するために利用する（儲蓄互助社では「公積金」と呼

び、公積金の半分をCULROCの安定基金に預け入れ、残りのもう半分を内部留保として蓄える。公積金以外にも儲蓄互助社では最終的な利益の3%を社員の教育活動に使用したり、2%をコミュニティの社会貢献活動に使用することが定められている。

加えて儲蓄互助社には、「準備金」(備轉^{びてん}金)という科目があり、社員は水道代や電気代などを準備金口座から引き落とすことができる。しかし同口座は預金口座ではないため、社員が一度入金した資金は出資配当金以外、引き落とすことができないという独特の規定がある。

それでは次節以降、儲蓄互助社の具体的な取組みを概観することとする。

4 台中市衛道儲蓄互助社の取組み

台中市衛道^{えいどう}儲蓄互助社(写真2)は16年4月現在、社員数1,248人、出資金1億2,890万台湾元(4億1,248万円)、融資金額3,961万台湾元(1億2,675万円)、1989年設立以来の



写真2 台中市衛道儲蓄互助社

累積融資件数および金額は3,676件、4億9,193万台湾元(15億7,417万円)と全国的にも大規模な儲蓄互助社である。

同儲蓄互助社の組織は、組合の運営を担う理事長、副理事長、理事会に加え、社員の融資案件を審査する貸付委員会、社員に対する金銭教育などを行う教育委員会、融資をした債権を回収する債権回収チーム、金融マーケットの研究を行う金融チーム、ボランティアなどの企画を行うボランティアチーム、日用品などを大量購入して社員に安く販売したり、社員が製造した商品(例えばジャムなど)を販売する購買チームなどで構成されている。

同儲蓄互助社で給与を受け取っている職員は2人のみであり、理事長以下、役員等はすべてボランティアである(理事長は自動車教習所の経営者である)。

社員1,248人のうち、209人は原住民族の人々である。同儲蓄互助社は都市部で業務を行っていることもあり、当初は原住民族の人々の割合が非常に低かった。しかし99年9月21日に台湾中部の南投^{なんとう}県集集鎮^{けんしゅうしん}付近を震源地とするマグニチュード7.6の大地震が発生したことを受け、山岳地域で生活していた原住民族の人々が台中市に建設された「自強新村コミュニティ」に移住するようになった。このことがきっかけとなり、同儲蓄互助社における原住民族の人々の割合が増加した。

なお現在、融資額3,961万台湾元のうち1,098万台湾元(3,513万円)が原住民族の人々向けの融資となっている(融資件数では407

件のうち原住民族向けは94件)。儲蓄互助社では2か月間返済が滞れば延滞債権となるが、原住民族の人々の延滞の割合は少ない(同儲蓄互助社の延滞比率は約12%)。この理由の一つは、安定した職業についていないことなどがあげられる。そこで同儲蓄互助社の職員とボランティア理事は、毎月28日に自強新村コミュニティを訪れ、集金活動を行っている。生活が苦しく、借入金の返済ができない社員の場合は、一時的な要因で返済できないのか、それとも長期的な要因なのかを相談し、長期的な要因の場合は、新しい融資を組むなどの対応を行っている。

加えて、同儲蓄互助社はCULROC、台中市、内政部が実施してきた生活困窮者を対象とした出資プログラムの窓口にもなってきた(CULROCのプログラムは現在実施されていない)。同プログラムは社会的弱者、母子家庭(父子家庭)、原住民族の人々を対象としており、プログラム参加者が毎月1,000台湾元(3,200円)を出資すると、台中市や内政部は1,000台湾元を上限に補助金を出すという仕組みである。仮にプログラム参加者が毎月1,000台湾元を3年間出資すると、出資した額と補助金で計7万2,000台湾元(3年間で23万400円)が手元に残ることになる。儲蓄互助社が出資した額と補助金をもとに融資を行えば、プログラム参加者はマイクロビジネスを営むことが可能となる。

同プログラムは当初、CULROCが「貧困対策推進計画」という名称で実施(期間3年)し、その後、内政部と台中市などの各

自治体も実施するようになった(内政部は「平民銀行実験方策」という名称で2期・6年間、台中市は「夢に向けた家庭自立計画」という名称で実施している)。CULROCの貧困対策推進計画は資金的な課題から1期・3年間しか実施されなかったが、生活困窮者対策として各行政機関に取組モデルを示した意義は大きい。ただプログラム参加者は、教育訓練やボランティアなどを行うことが参加条件となっている。

5 台中市傳愛儲蓄互助社の取組み

台中市傳愛^{でんあい}儲蓄互助社(写真3)は2012年12月に設立された。社名の「傳愛」とは「愛を伝える」という意味であり、キリスト教精神のもと原住民族の人々に愛を伝えることを理念としている。設立当時の社員数は149人であったが、16年5月には543人にまで拡大。出資金額は400万295台湾元(1,280万944円)、貸付累計額は394万6,460台湾元(1,262万8,672円・64件)と小規模な儲蓄互助



写真3 台中市傳愛儲蓄互助社

社である。

同儲蓄互助社は、理事長夫妻が生活に困窮している原住民族の人々を支えることを目的に設立した経緯があり、その熱意に共感した人々が、現在ボランティアとして運営を手伝っている。設立以前、法曹界で活躍していた理事長夫妻は、原住民族の人々に対する法律相談を行っていたが、金融機関から取引を拒否される人々が多いという現実に直面したという。また貧困から抜け出すためには貯金（貯蓄）が何よりも重要であるが、貯金（貯蓄）という概念が浸透していないことも大きな問題であった。そこで理事長夫妻は友人や教会の人々に呼びかけ、儲蓄互助社の設立に向けた活動をスタートさせた。

ただ同儲蓄互助社の運営を軌道に乗せるまでには多くの課題があった。原住民族の人々は一般的には山地に居住しているが、都市部ではどの地区で生計を立てているかわからなかった。そこで夫妻は、教会関係者に儲蓄互助社の取組みを伝えていったという。

同儲蓄互助社では、月々の出資を奨励しているが、社員のなかには仕事の都合上などから同儲蓄互助社を定期的に訪問することができない人もいた。そこで理事長夫妻やボランティア役員等は車で集金していった。また融資についても当初は返済が滞ることもあり、その対応に追われたという。現在、このような経営課題を克服するため、カトリック教会や長老派教会と連携することで、教会などで集金活動を行うことにし

ている。また返済計画などについては、社員の経済状況に応じて柔軟に対応することを基本としている。

前節の台中市衛道儲蓄互助社の取組みで記したように、台中市傳愛儲蓄互助社も内政部や台中市の貧困者支援プログラムに参加している。同儲蓄互助社ではプログラム参加者と細かな会話を交わし、ニーズが合えば、仕事のマッチングなども行っている。

理事長は「原住民族の人々は土地を所有していても、山地にあるので担保にならない。教育を受ける機会を得ることも難しかった。だから銀行は融資を拒否する。原住民族の人々はこれまで山地で生計を立てていたが、最近は都市で生活を送る人々も増加している。今まで以上に資金ニーズが高まっている」と都市部における儲蓄互助社の重要性を率直に語っている。

おわりに

以上、台湾における儲蓄互助社運動を概観した。アジア諸国のクレジットユニオンは預金取扱金融機関として運営されているが、儲蓄互助社は預金取扱金融機関ではなく社団法人として独特の進化を遂げてきた。一方、台湾社会における儲蓄互助社運動の大きな特徴は、監督官庁である内政部がCULROCに儲蓄互助社を監督する権限を与えるなど、銀行の業界団体とは全く異なる組織構造となっていることである。この組織構造は台湾においては前例がなく、政府はCULROCと儲蓄互助社の自律性と、そ

して何よりも、営利や慈善ではなく、相互扶助の理念で人々の経済的な苦境を乗り越えるという運動のあり方を評価したといえる。

加えて、台湾儲蓄互助社運動は、多くのボランティアによって支えられていることも大きな特徴である。通常、設立当初のクレジットユニオンは、ボランティアが中心となって運営されるが、クレジットユニオン法が制定され、預金取扱金融機関になると専門の役職員が運営を行うことになる。しかし、儲蓄互助社は現在においても多くのボランティアが活動しており、運動開始時の形態が今日も脈々と受け継がれている。

ボランティアに携わる多くの役員には、「儲蓄互助社は、貧困状態にあり、銀行との取引を拒否されている人々が融資を受けることができる唯一の道である」との共通認識があるが、なかには「儲蓄互助運動は自らが成長できる場である」と語る者もいた。また、大学で教鞭をとりながらボランティアで儲蓄互助社運動を支えているある役員は「私は原住民族出身の知識人である。だからこそ原住民族のために貢献しなければならない。残りの人生で原住民族の利益を守っていく」と語ったように、様々な思いを胸に日々の活動に取り組んでいるのが印象的であった。

台湾はアジア地域において屈指の経済力を誇っているが、貧困者も少なくない。そ

うしたなか儲蓄互助社運動は、金融機関にアクセスすることができない人々のために半世紀以上にわたって活動し支援を続けてきた。台湾には現在、約54万人（総人口の23%）、16グループの原住民族の人々がおり、独自の文化、言語、慣習がある。そして各グループはそれぞれに素晴らしい芸術文化を育んできた。こうしたなか儲蓄互助社運動は、「金融包摂（Financial Inclusion）」の観点からも画期的な取り組みであるとともに、台湾社会における価値観の多様性を支援してきたことにも目を向けなければならない。

<参考文献>

- ・台中市衛道儲蓄互助社（2016）「105年社員大會手冊」
- ・中華民國儲蓄互助協會（2011）「Credit Union — The Best Choice to Poverty Alleviation! 2010 Annual Report」
- ・中華民國儲蓄互助協會（2015）「2014年臺灣儲蓄互助社運動年報 2014 Annual Report」
- ・日本共助組合連合会編（1975）『共助組合諸研究〈Ⅱ〉（自助自立の共同体をめざして）』上智大学社会経済研究所
- ・古江晋也（2015a）「カトリック教会が広めた金融組織—日本共助組合の半世紀—」『農林金融』2月号
- ・古江晋也（2015b）「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」『農林金融』12月号
- ・Asian Confederation of Credit Unions（1981）*A Glimpse into the Asian Credit Union Movement—A Compilation of the Histories of Credit Unions in Six Asian Countries*, Seoul, Korea.
- ・Association of Asian Confederation of Credit Unions（2001）*The Power of Partnership. Celebration 30th Anniversary 1971-2001*.

（ふるえ しんや）

書籍案内



「地方創生」はこれでよいのか

JAが地域再生に果たす役割

石田信隆・(株)農林中金総合研究所 編著

2015年11月1日発行 B6判157頁 定価1,400円(税別) (一社)家の光協会

2015年10月15日、JAグループは第27回JA全国大会において、「創造的自己改革への挑戦」を旗印に、「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」「地域活性化」の3つの目標に組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。この大会決議は8月28日に成立した改正農協法を受けたJAグループの自己改革プランであり、国民が注目するなかで、JAグループは間を置かずに「改革の実践」を求められることになる。

本書は、JAが大会決議を実践していくにあたり、政府が進める「地方創生」政策を正しく理解するなかで、地域において行政とも適切に連携しつつ、さらなる創意工夫をもって「地域活性化」の取組みを推し進めていくヒントを提示することを目的に執筆された。

また、本書は、「地方創生」を含む日本の地域政策の歴史的考察を踏まえ、たうえで、「内発的な地域再生」の重要性と「協同の力を持つJAこそが地域再生の要の存在である」ことを理論と実例をもって広く内外に示すことも目的としている。

このため、実例編の第2章において、「地域再生に取り組むJA」として、綿密な現地調査に基づき、農業を核とした地域再生に取り組むJAや、中山間地の生活インフラ維持に貢献しているJA、都市部で地域住民と農と食をつなぐ活動を行っているJA等の具体的事例を紹介している。

理論編である第1章と第3章を(株)農林中金総合研究所客員研究員の石田信隆氏が、序章と第2章を(株)農林中金総合研究所が執筆した。

本書が、全国のJAが「創造的自己改革」を推し進める一助となり、JAの力強い総合的な事業・活動を通じて、人々が安心して暮らせる豊かな地域社会が構築されることを期待している。

目 次

はじめに

序章 政府の「地方創生」政策を読み解く (株)農林中金総合研究所

第1章 「地方創生」で地域は再生できるのか? (石田信隆)

第2章 地域再生に取り組むJA (株)農林中金総合研究所

第3章 JAに求められる新しい挑戦 (石田信隆)

購入申込先…………… (一社)家の光協会

TEL 03-3266-9029 (販売)

問い合わせ先…………… (株)農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7700 (代表)

納豆の国際規格化から伝統食とは何かを考える

私は海外の納豆に興味を抱き、これまでラオス北部、タイ北部、ミャンマー、インド北東部、ネパール東部などの東南アジアとヒマラヤの約60地点で納豆を調査してきた。東南アジアやヒマラヤでは、日本と同じように糸を引く納豆を米飯にかけて食べるだけでなく、納豆を潰してセンベイのように平たく乾燥させて調味料として使ったり、味噌のように熟成させた納豆をチリペーストと混ぜたり、干し納豆にしてカレーに入れたりしていた。納豆は地域によって多様な形状と利用方法があり、東南アジアやヒマラヤの照葉樹林帯でも伝統食として人びとに親しまれている(横山智『納豆の起源』NHKブックス、2014年)。

海外で見た納豆のつくり方は、原料の大豆を蒸煮した後に枯草菌(*Bacillus subtilis*)で発酵させており、それは基本的に日本の納豆のつくり方と同じである。かつて日本では枯草菌が付いている稲ワラでつくった苞つとに蒸煮大豆を包んで発酵させており、海外でも日本と同じく稲ワラを使っている地域も見られた。しかし、一般的には地元で入手し易い植物の葉(たとえばシダ類やイチジク属)を菌の供給源として用いて、それらに煮た大豆を包んで発酵させていた。現在、日本では稲ワラから分離した納豆菌(*Bacillus subtilis* var. *natto*)を蒸煮大豆にふりかけて納豆を生産しているが、日本だけがそのように工業的に納豆を生産している。菌の供給方法に差はあるにしろ、日本でも海外でも発酵に使われるのは枯草菌であることは変わらない。蒸煮大豆を枯草菌で発酵させた大豆食品を納豆だと定義すれば、加工形状を問わず、東南アジアやヒマラヤの人びとがつくる納豆は日本の納豆と同じである。

しかし、近年の日本食ブームの影響で、海外では日本の「納豆っぽい」まがい物が多く出回っていることが問題視され始めた。問題視されているのは、先に述べた伝統的に東南アジアやヒマラヤの現地住民によってつくられている納豆ではなく、日本の納豆をコピーしようとしてつくられた粗悪品である。日本の納豆業界では、低品質のまがい物が市場に出回ることで、日本の納豆のイメージが低下することを危惧した。そして、農林水産省は食品の国際規格を決めるコーデックス委員会に対し、納豆の規格策定を求める方針を固めた。納豆の国際規格化

は、9月にインドで開催されるコーデックス委員会アジア地域調整部会で審議される予定である。委員会に提出する納豆の定義は、「蒸煮大豆と納豆菌を主原料として用い、無塩発酵により粘性物産生を確認できたのち、10℃以下の冷蔵(もしくはマイナス18℃以下の冷凍)にて流通、販売される食品」というもので、冷凍品以外の二次加工品には適用しないとする。この定義が委員会で認められれば、規格通りにつくられたものだけが「納豆」と表示できるようになり、「納豆」の表示があれば、美味しく高品質の納豆というお墨付きが付く。これは、日本の納豆製造業者にとって、大きなメリットになるだろう。

その一方で、東南アジアやヒマラヤでつくられている伝統的納豆は、まがい物になってしまう。海外の納豆は、当然ながら「納豆(Natto)」とは呼ばれていないので、「納豆」の語が使えなくなったとしても経済的な不利益は被らない。しかし、一国の利益だけを考えて、文化的な背景を無視した国際規格に何の意味があるのだろうか。納豆を伝統食だと自負する日本人は、企業が生産したパックの納豆を買って食べるだけで、自らつくって食べている人などほとんどいない。一方、東南アジアやヒマラヤでは、自分たちで食べるために納豆をつくっており、それを売る世帯はわずかである。納豆はたくさんつくって、たくさん売るというものではなく、楽しくつくって、美味しく食べるもので、日本の各家庭でつくる自家製漬物のような食品である。家ごとに工夫を凝らしたオリジナル納豆を何世代にもわたって伝えてきたのである。東南アジアやヒマラヤの納豆と日本の納豆を比べると、本当の意味で伝統食として機能しているのは、東南アジアやヒマラヤの納豆である。

コーデックス委員会では、各国のコンセンサスを獲得して規格化を進めるのが原則である。納豆の国際規格化では、経済的利害だけでなく、食文化に対する各国の基本的な考え方の相違も浮き彫りになるに違いない。伝統食と見なされている日本の納豆が、どのような形でコンセンサスを獲得することができるのか、また得ることができないのか、9月のコーデックス委員会アジア地域調整部会の結果は、日本の伝統食について考えるターニングポイントになる。これを機会に伝統食とは何かについて考え、議論する必要があるのではないだろうか。

(名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 横山 智・よこやま さとし)



信用金庫の取引先支援 ——貸出金残高減少に歯止めをかける——

主任研究員 田口さつき

はじめに

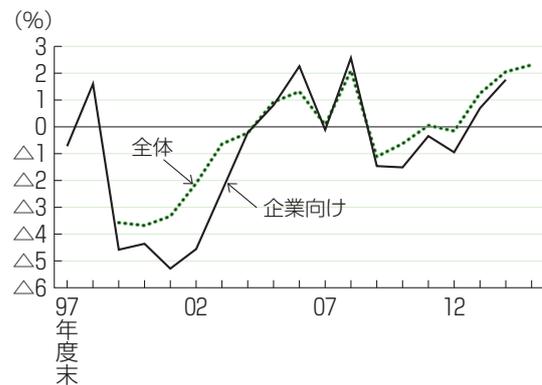
近年、信用金庫において事業再生などの「取引先支援」に向けた新たな動きがみられる。それは、貸出において消耗戦である低金利競争に巻き込まれたことへの反省や地域密着を基本としてきた推進体制の再認識がその背景にある。日銀のマイナス金利政策導入により、一段と貸出環境が悪化するなか、以下では、3つの信用金庫（横浜信用金庫、津山信用金庫、富山信用金庫）の事例から貸出金残高の減少に歯止めをかける取引先支援のあり方を検討する。これらの事例は、地域に根差す協同組織金融機関という類似点を持つ農漁協の貸出業務にとっても多くのヒントを与えるものとする。

（注1）事例の詳細は、田口（2015a, 2015b, 2015c）を参照されたい。

1 激しさを増す貸出競争

まず、信用金庫の貸出の状況を確認しよう。貸出金残高は、1990年代後半のバブル崩壊後に急激に減少した（第1図）。その後、一旦は持ち直すものの、2000年代後半のリーマン・ショック、円高進行などによる国

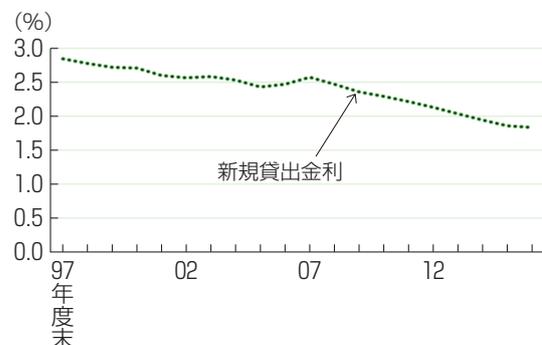
第1図 信用金庫の貸出金残高前年比



資料 日本銀行「預金・現金・貸出金」、信金中金 地域・中小企業研究所「信金中金月報」統計
（注）データが遡れるのは貸出金（企業）の前年比が97年度、貸出金（全体）の前年比が99年度からである。

内の中小企業の投資意欲の低迷を反映し、前年比でマイナス傾向が続いた。このところ、貸出金残高は回復傾向にあるものの、新規の貸出金利は、金融機関間の貸出競争の激化や日銀の金融緩和政策もあり、低下傾向にある（第2図）。

第2図 信用金庫の新規貸出金利



資料 日本銀行「貸出約定平均金利」
（注）1 3月の金利である。
2 データが遡れるのは97年度からである。

このように貸出において厳しい状況が続くなか、取引先の成長が生き残りに直結するという認識から「取引先支援」を業務として捉える傾向が、信用金庫において強まっている。

2 信用金庫の貸出に関する特徴

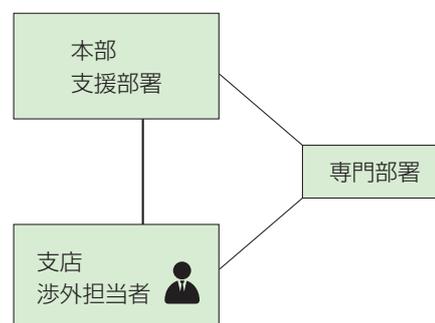
ここで改めて、信用金庫の貸出に関する特徴について整理する。信用金庫は、協同組織金融機関ゆえに営業地域が限定される。さらに、相互扶助を基本理念としている。

このような枠組みから、地域で集めた預金を地域に貸出として還元することを重視する。また、経営において会員や地域への奉仕をその存在意義とし、取引先の細かいニーズに応え、その繁栄を支えることを使命としている。

地域の繁栄という価値観を背景に貸出業務においては、貸出先の経営状況やビジネスモデルに応じて、貸出期間、金利などを個々に設計する傾向がある。なお、貸出先が経営悪化した場合、資金回収ではなく、まず再建を優先する姿勢が強い。

そして、取引先のニーズを聞き取るために渉外担当者による取引先訪問を重点的に行っている。渉外担当者は各支店に配属され、近隣の取引先を訪問し、相談を受けつけ、金融サービスの提案を行うなど、その働きについて「渉外担当は信用金庫の看板を背負っている^(注2)」と言っても過言ではない。また、渉外担当者の訪問頻度が高いことも

第3図 支店へのサポート体制



資料 筆者作成

信用金庫の特徴である。ただし、渉外担当者の頻度の高さや熱意だけでなく、相談に的確に応え、経営に役立つ提案ができるかが、現在より厳しく問われている。そのため、渉外担当者の能力の向上に加え、渉外担当者を支援する取組みの強化が図られている。例えば、専門案件を担う部署を（その多くは本部内に）設置し、専担者を配属させるといったものである（第3図）。また、専門部署と支店の連携強化を本部の支援部署が担っている。

以上のような特徴を踏まえ、以下では3つの信用金庫の取引先支援の事例をみていきたい。

（注2）広島みどり信用金庫サイトより引用。
<http://www.shinkin.co.jp/midori/recruit/work.html>

3 財務予測で経営判断支援 —横浜信用金庫—

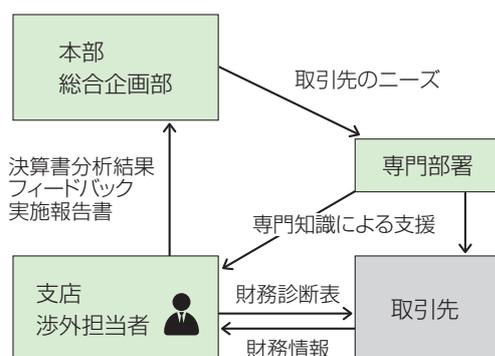
まず、横浜信用金庫（神奈川県）の事例をみてみよう。同庫は、12年から渉外担当者が企業分析を行い、「財務診断表」を作成し取引先に還元するという、同庫独自の

取組みを開始した。具体的には、渉外担当者が取引先から財務情報を提供してもらい、5年後の売上目標などを聞き取る。これをもとに、渉外担当者が先行き5年間の将来像を反映した財務諸表を作成し、取引先に「財務診断表」として還元するというものである（第4図）。この取組みは、渉外担当者の財務分析などの能力を使い、取引先に喜ばれることが何かできないかという発想から生まれた。

財務診断表を受け取った取引先の反応はよく、その後の貸出の増加につながっている。取引先は経営内容が悪くても診断を拒まず、むしろ財務診断表に現れた将来の業績等を見て経営改善の意欲が高まったという事例もある。同庫としても、この取組みにより取引先の将来の夢などを聞き、ともに将来像を考えることが可能となった。特に、取引先のニーズがより詳細に把握できるようになった。

渉外担当者は財務診断表の作成を通して取引先と共有した情報を「決算書分析結果フィードバック実施報告書」としてまとめ、

第4図 横浜信用金庫のサポート体制



資料 第3図に同じ

本部の総合企画部に提出する。同部は、これを営業支援のためのシステムに登録し、関係部署に提供する。この情報をみて、事業継承、経営改善などの各種の専担者から支店もしくは取引先に支援を行うという連携が出来上がった。

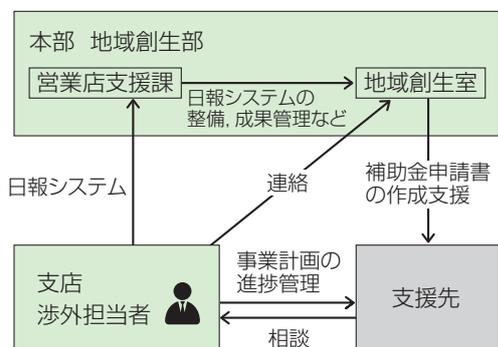
4 補助金申請書の作成支援 —津山信用金庫—

次に、補助金申請書の作成支援で高い実績を誇る津山信用金庫（岡山県）の事例について述べる。同庫が、取引先に対し、補助金申請書の作成支援に踏み出したのは、13年4月に営業支援部（現在は、地域創生部）の中に新設された地域創造課（現在は、地域創生室）の専担者が訪問先企業の相談を受け、補助金申請書の作成支援を行い、感謝されたことが発端となっている。そもそも地域創造課は、新規事業等に挑戦する経営者を支援するために設置された。

この取組みにおいて、渉外担当者は支援先から相談された内容を地域創生室に連絡する役目を担っている（第5図）。支援の開始は、①渉外担当者が直接、地域創生室に連絡する、②渉外担当者による日報システムへの記入を専担者がみて支援が必要な取引先を発見する、という2つの流れがある。なお、同じ地域創生部の営業店支援課は日報システムの整備など、地域創生室と支店の渉外担当者をつなぐ役割を果たす。

専担者が支援先に出向き、補助金の制度や内容を説明し、どの補助金を申請するか

第5図 津山信用金庫のサポート体制



資料 第3図に同じ

支援先に判断してもらおう。そして、事業計画、アピールポイントの練り込みなどを話し合い、申請書の内容を確定していく。

採択された先からは、つなぎ資金や助成されなかった部分の資金について相談を受けることがある。また、不採択になったとしても、支援作業を通じ、支援先と信頼関係が築ける。不採択になった申請書を見直すフォローも徹底し、何度目かの挑戦で採択された先も少なくない。支援先の7割で補助金支給が認められるといった高い実績を出している。

このような補助金申請書の作成の過程で、その企業の財務だけでなく、技術力などがわかるようになるという。支援先が自覚していない技術力の高さを専担者が発見することが多いそうだ。

地域創生室の専担者が引き上げた後の支援先に対し、渉外担当者は継続的に事業計画の進捗の把握に努めることで、関係を強化している。相談も増え、先端技術の開発支援に向け、同庫は津山工業高等専門学校と提携を結び、取引先に研究者・技術者を

紹介している。

5 事業再生の支援

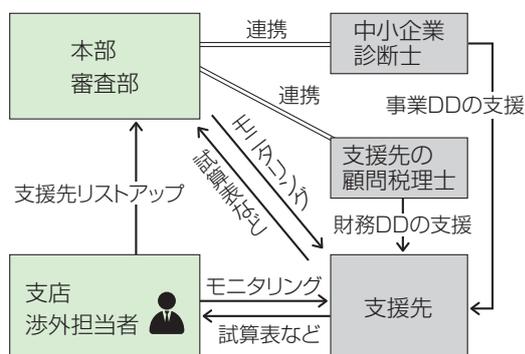
—富山信用金庫—

最後に富山信用金庫（富山県）の事例をみたい。同庫は、中小企業の経営改善を促進することを目的とする国の経営改善計画策定支援事業（以下「支援事業」という）の経営革新等支援機関^(注3)（以下「支援機関」という）として全国でもトップクラスの利用相談件数を誇る。

同庫が、支援機関として事業再生の支援に取り組んだのは、中小企業金融円滑化法の期限到来（13年3月末）を間近に控えた12年に、「取引先の抜本的な経営改善のために何ができるか」を議論したことが背景にある。そして、事業再生のためには、外部の専門家との関係強化が必要と判断し、同庫は、12年から県内の中小企業再生支援協議会や中小企業診断士協会など外部組織と相次いで提携を開始するなど、準備を進めた。

前述のような同庫の高い実績は、経営改善が必要な取引先などをリストアップし、審査部担当者と営業店の渉外担当者が抽出先を訪問し、経営改善計画策定（以下「計画策定」という）による事業再生を提案するという活動を12年に行ったことが下地にある（第6図）。また、計画策定にあたり、支援先が経営改善計画のコンサルティングを受ける際に支払う費用を軽減するため、支援事業による国の補助に加え、富山県信

第6図 富山信用金庫のサポート体制



資料 第3図に同じ
 (注) 事業DD, 財務DDとは、それぞれ事業デューデリジェンス, 財務デューデリジェンスの略。

用保証協会の補助制度を活用するという負担軽減策も講じている。

そして、経営改善計画が実効性を持つよう、専門家と連携している。提携する中小企業診断士協会から派遣される中小企業診断士が事業デューデリジェンスを担当し、問題点と改善方法を明らかにする。支援先は専門家の指摘に気づかされることが多く、助言を感謝して受け入れるという。また、財務デューデリジェンスの作成では、同庫職員と支援先の顧問税理士などが協力することで、財務状況を正確に把握し、その後のモニタリングでも連携して対応することが可能になっている。

計画策定後は、渉外担当者等によるモニタリングを徹底させている。13年11月より同庫の本部の審査部担当者と渉外担当者が四半期ごとに支援先を訪問し、計画の進捗状況を把握している。モニタリングのときは、訪問先が試算表などを用意して待っていてくれるそうである。計画は根拠のある数値を積み上げたものなので、着実に進む

ことが多い。しかし、あまりにも計画と実績がかい離している場合は、計画の見直しを行う。このような早期の対応が可能なのも高頻度のモニタリングゆえである。

(注3) 経営革新等支援機関とは、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて自ら経営改善計画等を策定することが難しい中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行う機関をいう。中小企業経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関として認定を受ける。

(注4) 一般にデューデリジェンスとは、資産価値を精査することである。精査の過程で将来性、リスク、経営資源など多角的に分析する。

6 貸出業務の改善に向けた共通点

以上の3つの信用金庫の事例に共通する貸出業務の改善に寄与する要因を整理したい。注目すべき点は、①役職員の思い、②渉外担当者を起点とすること、③本部と支店の連携、④専門人材の活用である。

①については、このような取引先支援は、「取引先のために何ができるか」という問いや「取引先のために何かしたい」という役職員の思いから始まっている。借換え案件の獲得などに経営資源を割いても、低金利競争に巻き込まれるだけで、実質的に利益に結び付かず、取引先とも金利のみのやり取りに終わっていたという反省もあった。

②では、渉外担当者の訪問を取引先支援の中核に据えている点が注目される。渉外担当者は取引先の情報収集を行うだけでなく、先行きの財務諸表を作成する、支援先をリストアップするといった役割を果たし

ている。前述のように地域密着の金融機関にとって、渉外担当者によるきめの細かい取引先訪問が貸出推進の原点である。信用金庫の「顔」である渉外担当者の訪問をより内容の濃いものにするために、③本部と支店の連携、および④専門人材の活用をより推進している。

③の本部と支店の連携においては、横浜信用金庫、津山信用金庫の事例では、本部の総合企画部、営業店支援課といった支援を担当する部署が現場の職員が働きやすいよう環境を整備している。例えば、渉外担当者の収集した情報が専担者に的確に届くよう工夫している。また、取引先支援の進捗状況を「見える化」し管理している。富山信用金庫は、本部の審査部が渉外担当者と一緒に取引先の支援を直接行うだけでなく、進捗管理もしている。

④の専門人材の活用については、支店からの情報に基づき、専門部署の専担者が取引先に出向き、専門知識に基づく支援を行っている。もしくは、本部が提携している外部組織の専門家の協力を仰いでいる。これらの信用金庫では、本部はあらかじめ専門的な人材の獲得や外部組織との連携を進めていた。同時に、組織内部の人材育成を強化している。特に、渉外担当者を専担者と同行させ教育の場にもしている。

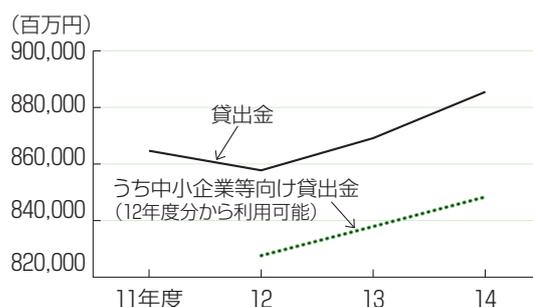
7 取引先支援から得られた効果

最後に本稿でみてきた取引先支援の効果

についてふれたい。各信用金庫の貸出の状況は第7図から第9図のとおりである。直近において、横浜信用金庫、津山信用金庫は貸出（なかでも中小企業等向け貸出）を伸ばしている。富山信用金庫も貸出の減少に歯止めがかかっている。

直近の好転は、アベノミクスといった外部環境好転の影響もありうるが、むしろ、取引先支援はこのような数値では現れない部分の効果があつた。つまり、①取引先か

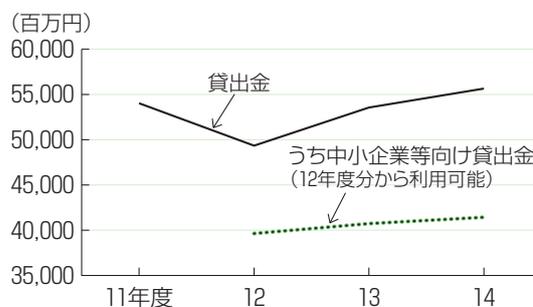
第7図 横浜信用金庫の貸出残高



資料 横浜信用金庫ディスクロージャー、金融庁「中小・地域金融機関の主な経営指標」

- (注) 1 財務診断表の作成は12年に開始。
 2 中小・地域金融機関の主な経営指標は金融庁が各金融機関が公表している情報をもとに作成。資本金3億円以下または常用従業員300人以下(卸売業は資本金1億円以下または常用従業員100人以下、小売業、飲食業は資本金500万円以下または常用従業員50人以下、物品賃貸業等の各種サービス系業種は資本金500万円以下または常用従業員100人以下)の事業者および個人に対する貸出金残高である。

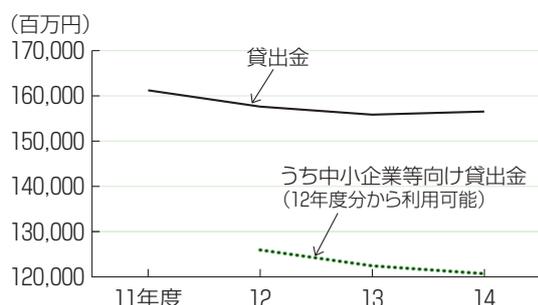
第8図 津山信用金庫の貸出残高



資料 津山信用金庫ディスクロージャー、金融庁「中小・地域金融機関の主な経営指標」

- (注) 1 補助金申請書の作成支援は13年に開始。
 2 第7図(注)2に同じ。

第9図 富山信用金庫の貸出残高



資料 富山信用金庫ディスクロージャー、金融庁「中小・地域金融機関の主な経営指標」

(注) 1 事業再生の支援は12年に開始。

2 第7図(注)2に同じ。

らの情報提供、②組織の活性化、③目利き力の向上、④新しい金融サービスの開発である。

まず、①においては、各信用金庫の支援を通じ、取引先が進んで財務や技術などの情報を開示してくれるようになった。渉外担当者らが取引先に支援内容について初めて説明したとき、これまでのようなキャンペーンや低利融資の話ではなく、経営に踏み込んだ申し出であることに驚きを示すことが多かったそうである。そして、職員が支援に取り組む姿をみて、改めて経営のパートナーと認められるという効果があった。一段と経営に踏み込んだ相談も増えている。

②については、3つの信用金庫は、取引先支援の具体的な施策を見つけた後、組織に根付くよう職員に働きかけた。最初は、新たな取引先支援の意義などがわかっていなかった渉外担当者も1つの案件が進んでいくと積極的にかかわるようになったという。専担者のノウハウを学ぼうとする姿勢も職員の間が強まった。

また、③については、信用金庫は支援の

なかから多くのことを発見し、今後の推進の手がかりをつかんでいる。例えば、取引先も気がつかなかった技術力の高さがより詳細に把握できるようになった。この結果、技術力を本業以外の商品づくりに応用するなどの提案ができるようになった。また支援を通じて蓄積された取引先の技術力水準とニーズといった情報を生かし、産学連携の橋渡し、第二創業支援など新たな分野への挑戦も始まっている。

④については、富山信用金庫では、再建中の取引先が抱える日々のキャッシュフローへの不安に対応するため、各種補助金の申請支援や日本政策金融公庫など他金融機関との協調融資など、資金調達方法を複数用意した。今後は、近年取り組んだABL(動産・売掛金担保融資)も再建途上の企業の融資のため、活用していきたいとしている。このように金融サービスも新たな取組みが始まっている。

これらの効果の結果、資金使途も金利の低さが訴求する「借換え」から設備投資や開発といった前向きな内容になってきている。

おわりに

金融機関はいずれも、低金利競争にさらされている。このようななか、成長する地域へと拡大ができない協同組織金融機関においては、取引先支援に向かうのは自然の流れと思われる。紹介した事例では、①役職員の思いを発端として、②渉外担当者を

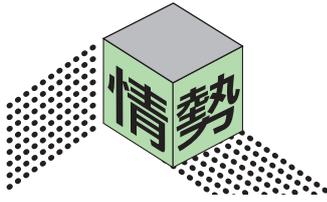
起点とし、③本部と支店の連携、④専門人材の活用を進めていた。そして、取引先への支援をきっかけに、取引先の持つ能力を正確に把握し、そのニーズをくみ取る能力が向上していた。貸出金残高増加の（もしくは減少に歯止めをかける）ための近道はない。むしろ、地道な取組みをより意図的かつ継続的に行うことが将来の貸出に結び付くと考える。

<参考文献>

- ・田口さつき (2015a)「横浜信用金庫」『金融財政事情』66巻2号 (48頁)
- ・田口さつき (2015b)「富山信用金庫」『金融財政事情』66巻38号 (56頁)
- ・田口さつき (2015c)「津山信用金庫」『金融財政事情』66巻45号 (56頁)

(たぐち さつき)





近年の農家経済の動向

——経営規模に着目して——

研究員 山田祐樹久

はじめに

米価の下落や農業生産資材価格の高騰など、農業をめぐる環境は厳しい。加えて、2015年10月にはTPPが大筋合意に至るなど、さらなる自由化の波が押し寄せている。このようななか、規模拡大を通じた農業経営の効率化が施策方針の一つとなっている。

ここでは経営規模を軸に、主として14年の農家経済と15年の農業経営体の動向について、05年のそれらと比較しつつ特徴を整理する。

1 農業の経営環境は厳しく、 農業者の高齢化と減少が進む

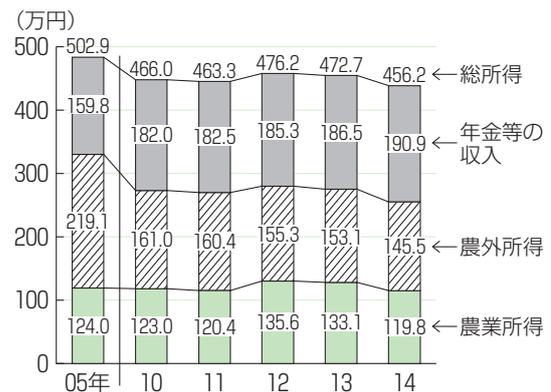
本節では、近年の農家所得の変化を概観したうえで、変化の要因を把握する。

(1) 14年の農家総所得はここ10年間で最も低い水準

第1図は、個別経営体の所得構造の変化をまとめたものである。14年の総所得は05年比△47万円の456万円であり、05年以降で最も低い水準となった。

所得源別にみると、05年との比較では農

第1図 個別経営体の所得構造



資料 農林水産省「農業経営統計調査」
 (注) 1 農業所得には農業生産関連事業所得を含む。
 2 14年データは第1報。

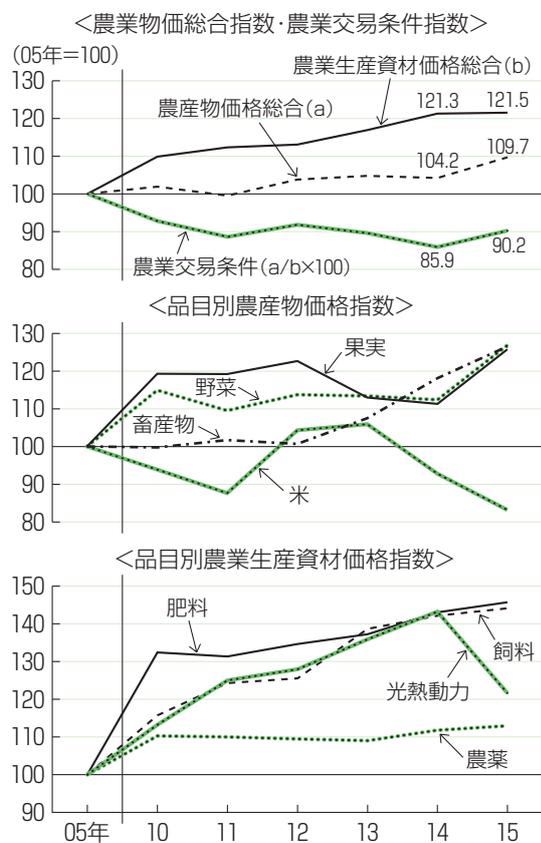
外所得の減少と年金等の収入の増加が目立つ。とりわけ農外所得は、05年から14年にかけて△74万円と大幅に減少した。農業所得については、10年、11年はおおむね05年と同水準で推移し、12年、13年は130万円台に増加したが、14年は前年比13.3万円減少し120万円を割り込む低水準となった。

(2) 農業交易条件は低調で推移

農業の経営環境を知る手がかりとして農業物価に着目し、農業所得の変化の要因を整理する。第2図は05年の農業物価を100として各年の物価を指数化したものである。

まずは農業交易条件指数（以下「交易条件」という）についてみていきたい。交易条件とは、農産物価格総合指数（以下「農

第2図 農作物価指数



産物価格」という)を農業生産資材価格総合指数(以下「資材価格」という)で除したものであり、その上昇は経営環境の改善、低下は悪化を示す。10年以降、交易条件は90ポイント前後で推移しており、05年水準を下回り続けている。資材価格の上昇が顕著であり、これが農産物価格を上回って推移したことが要因である。特に14年の交易条件は85.9ポイントに落ち込んでおり、経営環境が大きく悪化したことが分かる。

14年の経営環境悪化は、とりわけ水田作経営において目立った。14年産米の価格が下落するとともに、肥料価格が長期的に上昇している。販売面・生産面ともに経営環

境の厳しさが増したことが示唆される。ただし15年には、米以外の農産物価格が上昇したことに加え、原油価格下落を受けて光熱動力価格が低下したことにより、交易条件はやや持ち直している。

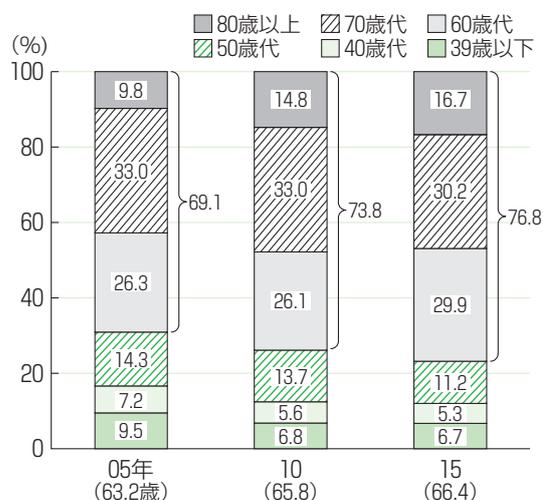
(3) 農業者の高齢化と兼業農家の減少

年金等の収入の増加と農外所得減少の要因を、農業者の年齢構成や就業構造から把握する。

第3図は、年齢層別に農業就業人口の構成比を示したものである。高齢化が進んでおり、15年における60歳以上の割合は05年比7.8ポイント上昇し76.8%となり、平均年齢は同期間のうちに3.2歳上昇し66.4歳となった。農業就業人口のうち、年金受給の対象となる割合が上昇したことが、個別経営体における年金等の収入の増加要因と言えよう。

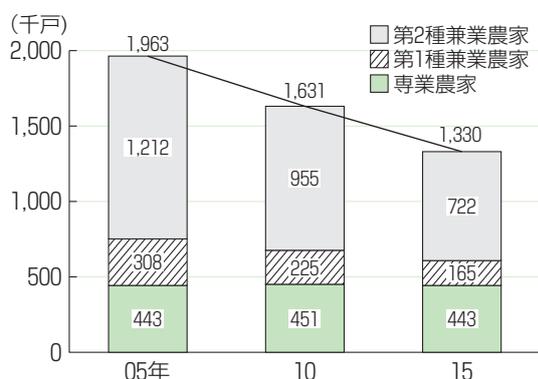
第4図は専業別に販売農家数の推移を

第3図 年齢層別、農業就業人口の構成比



資料 農林水産省「農林業センサス」各年
(注) ()内は平均年齢。

第4図 専兼業別、販売農家数の推移



資料 第3図に同じ

まとめたものである。05年から15年にかけて、販売農家数は63万戸減少した。内訳をみると、大きく減少しているのは兼業農家、とりわけ第2種兼業農家であり、専業農家はおおむね横ばいである。兼業農家の割合の低下が、個別経営体の農外所得の減少要因とみられる。

なお、高齢化の進行は、兼業農家の大幅な減少にも影響していると考えられる。兼業農家が農外部門を定年退職した後に、専業農家としてカウントされるケースが想定されるためである。農外所得の減少は、農業者の高齢化と相まって進行している面がある。

2 小規模経営体の減少のなか、耕地集積が進む

兼業農家数の減少は、耕地の流動化や1経営体あたり経営耕地面積の拡大に関係する。本節では、農業経営体（以下「経営体」という）の経営規模の変化について、経営耕地面積や農畜産物販売金額の規模に着目

して整理する。なお、経営体のデータは、農林業センサス（農林水産省）にもとづくものである。

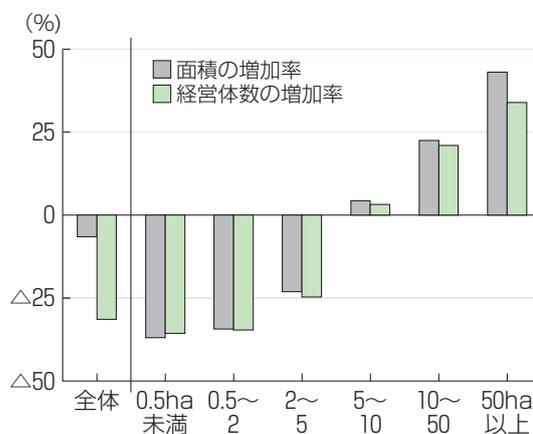
(1) 耕地集積の伸長

第5図は、経営体の経営耕地面積規模（以下「経営規模」という）別に、05年から15年にかけての面積と経営体数の増加率をまとめたものである。なお、経営規模別の面積とは、それぞれの経営規模層について、経営体が経営する耕地面積の合計を指す。

まずは面積の増加率についてのグラフから、耕地集積の進捗をみていきたい。経営規模5haを分岐点に、面積の増加率がプラスに転じており、経営規模が大きな層ほど増加率は高くなる。すなわち、経営規模5ha未満の経営体の経営耕地が、5ha以上の経営体に集積されたことが読み取れる。

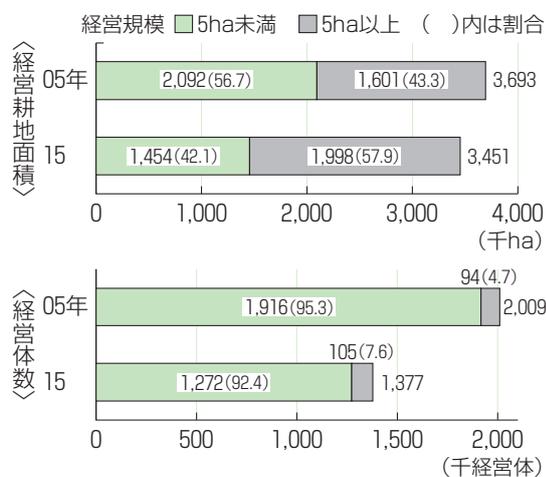
その結果、総経営耕地面積に占める経営規模5ha以上層の面積の割合は、05年から15年にかけて、43.3%から57.9%に上昇した

第5図 経営規模別、05年から15年の面積と経営体数の増加率



資料 農林水産省「農林業センサス」2005年、2015年

第6図 経営耕地面積と経営体数の推移



資料 第5図に同じ

(第6図)。

また、経営体数の減少も相まって1経営体あたり経営耕地面積は、05年の1.9haから15年は2.5haに拡大した。

(2) 小規模経営体の減少

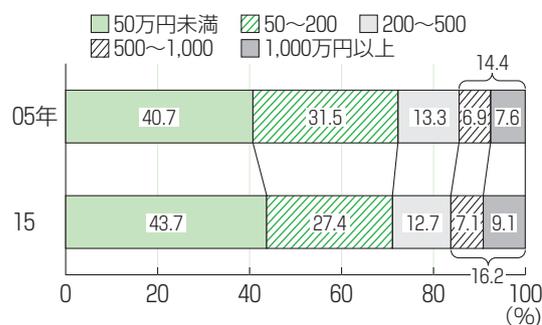
次に経営規模別の経営体数の変化についてみていきたい。

第5図、第6図からは、05年から15年にかけて、小規模経営体の減少が進んでおり、経営規模5ha未満の経営体が64.3万減少したことが読み取れる。結果、総経営体数に占める5ha未満の経営体の割合は、05年から15年にかけて3ポイント低下し92.4%となり、5ha以上の経営体は数、割合ともに高まっている。

(3) 農畜産物販売金額の二極化

このような変化は、農畜産物販売金額(以下「販売金額」という)からもみることができる。

第7図 農畜産物販売金額規模別、経営体数の構成比



資料 第5図に同じ

第7図のとおり、15年においては販売金額50万円未満の経営体の割合と、500万円以上の割合が、ともに05年比で高まっている。一方、中間に位置する50万円から500万円未満の割合は低下した。

販売金額における小規模層と大規模層の割合が高まっており、二極化が進んでいることが読み取れる。

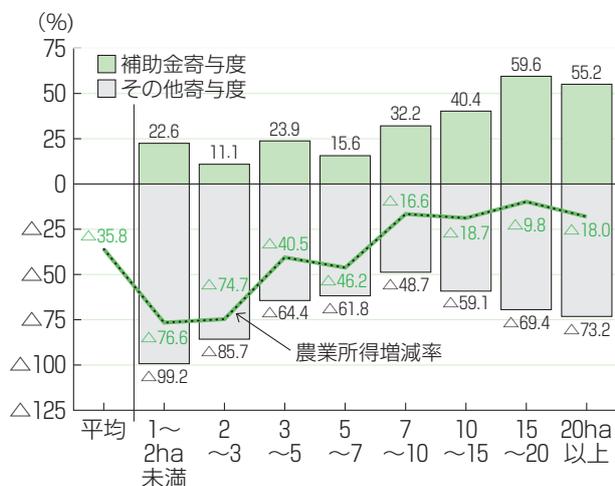
3 水田作の規模拡大は進むが、経営は依然、政策の影響を強く受ける

本節では、水田作個別経営体について水田作作付延べ面積規模(以下「作付規模」という)を軸に、主として農業所得に対する補助金の影響をまとめる。第8図は、作付規模別に、05年から14年にかけての農業所得増減率と、同期間の農業所得増減に対する補助金の寄与度を示したものである。

(1) 14年農業所得の05年比減少率は、小規模経営体で極めて高い

まずは農業所得の動向についてみていき

第8図 作付規模別、05年から14年の農業所得増減率と農業所得増減に対する補助金の寄与度



資料 第1図に同じ
 (注) 1 05年の補助金=共済受取金・奨励補助金等受取金
 -共済掛金・奨励補助金等掛金
 2 14年の補助金=共済・補助金等受取金
 -共済等の掛金・拠出金
 3 作付規模1ha未満を省略した理由は、14年の農業所得がマイナスの値となっているため。
 4 14年データは第1報。

たい。各作付規模とも14年の農業所得は05年比で減少しており、平均では35.8%減少した。なお、金額ベースでは、05年の平均農業所得が42.4万円であったのに対し、14年は27.2万円に落ち込んだ。先述したとおり、米価下落や肥料価格上昇を中心とする経営環境の悪化が、農業所得の大幅な減少の背景と言える。

ただし、作付規模別にみると、農業所得減少率には開きがある。1~3ha未満の作付規模では△70%台であるのに対し、3~7ha未満では△40%台、7ha以上ではおおむね△10%台となっている。作付規模が大きな層ほど、農業所得減少率が低くなる傾向にある。

(2) 農業所得における補助金のウェイトは大規模経営体で上昇

大規模経営体ほど農業所得減少率が低くなる要因について、05年から14年の農業所得増減に対する寄与度に着目して考察したい(第8図)。

作付規模7ha以上層では、それ以下の層に比して、補助金寄与度が高くなる傾向がある。すなわち、大規模水田作経営体においては、農業所得に占める補助金のウェイトが上昇したことが指摘できる。そこには、対象を担い手に限定した経営所得安定対策や、飼料用米作付が大規模経営体によって取り組まれることが多いこと等が影響しているとみられる。

このような状況のなかで、大規模経営体においては農業所得減少率が相対的に緩和されたと考えられる。しかしこのことは、大規模水田作経営体が、補助金政策の動向に左右されやすいという側面を併せ持っていることも意味している。

おわりに

近年の農家経済の分析から得られる含意を、本稿のポイントをたどりつつ述べたい。

兼業農家を中心に離農が進むなか、耕地は流動化しており、経営規模は拡大傾向にある。規模拡大を牽引したのは、主に土地利用型農業である水田作経営体と考えて良いだろう。水田作の経営環境が厳しさを増すなかで、規模拡大の必要が生じたものとみられる。しかし大規模経営体において、

農業所得の確保における補助金のウェイトは大きく、政策の動向に影響を受けやすいという面も示唆された。

経営規模の拡大やそれを通じた農業の経営基盤強化においては、政策の安定とともに

に、営農技術や品質の向上、6次産業化や販路開拓等、経営体質の強化に向けた取組みが、引き続き重要であると言えよう。

(やまだ ゆきひさ)

書籍案内

農林漁業金融統計2015

A4版 193頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2015年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(45)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(45)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(45)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(46)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(46)
6. 農業協同組合 主要勘定	(46)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(48)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(48)
9. 金融機関別預貯金残高	(49)
10. 金融機関別貸出金残高	(50)

〈特別掲載 (2016年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(51)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(52)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(53)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(54)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2011. 5	41,220,697	5,356,776	21,104,982	3,002,372	42,738,946	13,297,434	8,643,703	67,682,455
2012. 5	43,003,367	5,036,356	21,048,742	339,895	45,824,855	15,165,418	7,758,297	69,088,465
2013. 5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
2014. 5	49,987,138	3,968,643	24,585,188	7,281,816	49,732,035	16,450,589	5,076,529	78,540,969
2015. 5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
2015. 12	55,507,312	3,278,644	34,767,777	12,585,425	57,758,069	18,593,991	4,616,248	93,553,733
2016. 1	55,525,225	3,246,569	34,846,624	13,301,386	57,764,062	18,115,386	4,437,584	93,618,418
2	56,961,924	3,192,343	31,594,391	12,425,445	55,944,766	18,123,222	5,255,225	91,748,658
3	58,505,536	3,133,079	35,826,345	13,717,126	58,275,029	16,932,987	8,539,818	97,464,960
4	58,948,002	3,073,234	30,559,780	15,217,822	56,335,570	16,280,344	4,747,280	92,581,016
5	59,886,701	3,014,061	29,962,479	17,190,174	56,074,942	14,815,349	4,782,776	92,863,241

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2016年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	50,826,700	-	2,618,794	92	5,954	-	53,451,539
水産団体	1,707,201	4,178	145,551	2	52	-	1,856,985
森林団体	1,547	-	3,605	3	107	-	5,261
その他会員	1,736	-	4,004	-	-	-	5,740
会員計	52,537,183	4,178	2,771,954	97	6,113	-	55,319,525
会員以外の者計	328,328	43,618	377,472	96,883	3,699,802	21,075	4,567,177
合計	52,865,511	47,796	3,149,426	96,980	3,705,915	21,075	59,886,702

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 353,380百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2016年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	198,657	88,531	50,583	-	337,771
	開拓団体	30	10	-	-	40
	水産団体	14,061	4,482	4,537	20	23,100
	森林団体	1,746	3,535	1,926	4	7,210
	その他会員	50	600	20	-	670
	会員小計	214,544	97,158	57,065	24	368,792
	その他系統団体等小計	70,075	15,075	33,530	-	118,681
計	284,619	112,233	90,595	24	487,473	
関連産業	2,764,094	40,957	834,665	2,274	3,641,989	
その他	10,564,820	2,869	118,200	-	10,685,888	
合計	13,613,533	156,059	1,043,460	2,297	14,815,350	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2015. 12	5,390,735	50,116,577	55,507,312	10,000	3,278,644
2016. 1	5,242,637	50,282,588	55,525,225	-	3,246,569
2	6,410,294	50,551,630	56,961,924	-	3,192,343
3	7,332,365	51,173,171	58,505,536	-	3,133,079
4	6,687,350	52,260,652	58,948,002	10,000	3,073,234
5	7,005,155	52,881,546	59,886,701	-	3,014,061
2015. 5	6,138,165	47,902,407	54,040,572	-	3,501,545

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2015. 12	61,871	12,523,554	57,758,069	13,071,749	6,589	-	179,389
2016. 1	56,108	13,245,278	57,764,062	13,071,749	12,170	-	179,659
2	76,884	12,348,560	55,944,766	13,071,749	5,058	-	174,905
3	111,190	13,605,936	58,275,029	13,463,863	5,077	-	164,561
4	39,605	15,178,217	56,335,570	14,837,438	15	-	156,701
5	59,854	17,130,320	56,074,942	14,440,766	15,447	-	156,059
2015. 5	99,055	7,971,448	58,774,342	13,670,751	2,856	-	193,314

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2015. 12	60,128,014	58,508,693	1,116,398	946,396	1,780,786
2016. 1	59,744,921	58,446,686	1,141,350	946,395	1,780,786
2	59,923,708	58,521,947	1,194,829	946,396	1,780,813
3	59,736,127	58,425,263	1,220,077	1,023,019	1,795,925
4	60,349,099	59,071,842	1,199,673	876,779	1,869,045
5	60,374,474	59,169,724	1,294,655	876,779	1,869,089
2015. 5	58,404,464	57,296,488	1,044,515	882,251	1,802,386

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2015. 11	30,563,813	65,064,890	95,628,703	469,783	303,201
12	31,045,703	65,792,334	96,838,037	462,208	299,321
2016. 1	30,558,417	65,772,623	96,331,040	468,268	306,848
2	31,028,346	65,379,033	96,407,379	466,364	305,347
3	31,129,234	64,789,499	95,918,733	471,279	299,523
4	31,517,224	64,850,686	96,367,910	476,398	307,666
2015. 4	30,410,806	63,630,225	94,041,031	499,926	330,959

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
475,000	4,163,680	3,480,488	26,638,609	93,553,733
647,000	3,375,861	3,480,488	27,343,275	93,618,418
2,429	2,376,378	3,480,488	25,735,096	91,748,658
2,585	1,397,731	3,480,488	30,945,541	97,464,960
4,243	2,247,802	3,480,488	24,817,247	92,581,016
1,596	1,612,054	3,480,488	24,868,341	92,863,241
636,000	2,770,603	3,425,909	27,063,173	91,437,802

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
17,174,935	1,236,687	2,978	18,593,991	393,026	4,216,633	93,553,733
16,726,759	1,206,036	2,930	18,115,386	337,510	4,087,904	93,618,418
16,750,530	1,195,588	2,197	18,123,222	21,590	5,228,578	91,748,658
15,560,569	1,205,150	2,705	16,932,987	87,477	8,447,264	97,464,960
15,029,127	1,091,536	2,979	16,280,344	8,736	4,738,529	92,581,016
13,613,532	1,043,460	2,297	14,815,349	19,634	4,747,695	92,863,241
17,449,876	1,204,097	3,451	18,850,739	922,076	4,817,286	91,437,802

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
91,497	39,412,434	39,366,289	29,000	591,429	16,746,646	6,844,239	1,626,242
61,695	38,982,466	38,940,581	43,000	594,823	16,833,561	6,809,467	1,627,751
60,564	39,152,210	39,102,682	20,000	591,146	17,027,318	6,785,147	1,625,460
69,881	39,285,056	39,222,167	5,000	555,410	18,487,363	6,771,945	1,624,740
65,527	40,524,145	40,478,641	-	584,776	16,220,175	6,630,281	1,605,968
58,783	40,593,441	40,537,031	5,000	599,587	16,275,732	6,590,920	1,613,086
55,590	37,308,801	37,261,813	17,000	541,821	17,006,708	6,721,241	1,596,007

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
423,689	69,617,488	69,373,496	4,213,615	1,717,178	22,472,435	176,764	681	
481,781	70,844,612	70,587,587	4,189,614	1,707,272	22,346,836	175,395	681	
416,128	70,325,813	70,075,568	4,164,641	1,683,491	22,314,237	175,435	681	
410,236	70,576,996	70,333,011	4,149,601	1,675,250	22,317,886	174,418	679	
423,921	70,446,532	70,176,172	4,163,045	1,698,844	22,252,885	176,045	667	
426,238	71,173,603	70,930,882	4,058,291	1,641,692	22,037,622	176,248	662	
417,162	68,210,913	67,994,016	4,155,731	1,700,436	22,509,302	189,400	681	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2016. 2	2,318,438	1,615,785	12,922	53,852	16,121	1,765,316	1,747,149	92,530	489,063	
3	2,320,557	1,591,234	15,122	54,067	17,233	1,783,807	1,762,709	93,149	484,117	
4	2,297,090	1,596,382	15,622	54,039	15,393	1,772,107	1,752,712	85,805	480,713	
5	2,344,623	1,646,673	14,972	54,039	16,638	1,818,301	1,797,119	84,638	478,917	
2015. 5	2,214,863	1,548,622	9,024	55,892	16,164	1,651,550	1,630,678	94,005	504,343	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2015. 12	790,064	426,493	85,380	61,842	108,842	5,783	784,807	776,445	400	154,907	8,908	85
2016. 1	777,868	421,817	84,719	62,022	108,828	5,654	776,501	768,308	400	153,571	8,871	85
2	779,191	421,114	85,274	61,995	108,831	5,266	780,057	772,355	400	153,297	8,791	85
3	785,276	424,169	85,693	63,750	107,715	5,539	788,893	780,712	400	154,384	8,720	82
2015. 3	808,297	439,666	94,576	72,744	112,048	6,780	799,179	774,237	400	171,771	9,513	101

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 借入金計は信用借入金・経済借入金。

3 貸出金計は信用貸出金。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2016年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券	貸 出 金
北海道	2,710,118	96,185	1,742,470	1,728,192	686,437	556,594
北 岩	775,985	19,464	553,157	553,012	143,309	161,766
茨 城	1,368,354	25,549	902,489	901,336	377,137	172,957
埼 玉	3,018,694	111,612	2,298,585	2,297,060	630,097	204,595
東 京	2,515,751	73,551	1,544,996	1,544,914	1,153,462	223,090
神奈川県	4,179,338	110,168	2,940,993	2,940,749	1,354,305	313,353
山 梨	471,851	15,673	354,852	354,614	64,507	66,000
長 野	2,458,360	48,475	1,192,510	1,192,338	1,042,563	386,783
新 潟	1,571,269	36,296	955,708	955,621	494,170	223,150
石 川	857,658	17,468	557,410	556,388	203,700	132,560
福 井	669,885	17,023	456,110	455,880	195,499	66,957
岐 阜	2,374,185	70,118	1,861,293	1,861,201	445,753	192,484
静 岡	3,595,511	111,303	2,396,724	2,396,550	1,067,335	330,318
愛 知	6,670,011	176,402	3,583,588	3,583,588	2,813,345	567,069
三 重	1,720,137	39,124	1,141,716	1,140,570	466,771	194,150
滋 賀	1,220,430	34,697	926,930	902,621	329,552	112,451
京 都	1,108,359	32,681	829,308	829,012	248,089	81,216
大 阪	4,057,975	135,360	3,108,500	3,108,475	1,243,884	674,202
兵 庫	4,794,081	137,797	2,710,179	2,709,780	1,655,107	958,552
和 歌 山	1,260,506	49,700	892,587	892,570	284,069	131,985
鳥 取	359,836	8,132	264,200	263,634	89,585	21,139
広 島	2,016,904	80,200	1,426,416	1,426,182	639,485	72,987
山 口	936,028	35,542	714,204	714,167	184,925	82,398
徳 島	709,811	32,546	542,146	541,522	179,957	26,059
香 川	1,507,018	25,310	764,408	764,205	778,889	43,318
愛 媛	1,389,588	43,011	953,252	948,907	421,676	88,443
高 知	782,027	19,871	462,456	462,454	219,482	82,237
福 岡	1,844,950	32,382	1,304,400	1,304,057	491,154	183,970
佐 賀	675,719	28,133	453,532	453,363	138,460	113,980
大 分	460,485	15,600	285,351	284,950	148,742	55,566
宮 崎	610,235	18,294	380,717	373,707	147,740	107,856
鹿 児 島	1,045,068	29,911	783,869	780,548	148,177	143,760
合 計	59,736,127	1,727,578	39,285,056	39,222,167	18,487,363	6,771,945
一連合会当たり平均	1,866,754	53,987	1,227,658	1,225,693	577,730	211,623

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2016年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,266,450)	(144,886)	(2,528,418)	(2,514,162)	(13,160)	(843,839)	(109)
青森	521,034	4,675	342,578	341,318	15,177	136,350	10
岩手	1,028,777	14,952	740,137	734,517	60,345	227,634	8
宮城	1,254,345	18,383	839,718	836,181	69,255	341,359	14
秋田	782,635	12,692	473,248	468,749	40,038	208,555	15
山形	963,411	6,672	592,765	560,154	48,694	277,128	17
福島	1,794,519	18,925	1,340,203	1,338,034	47,491	367,343	5
(東北計)	(6,344,721)	(76,299)	(4,328,649)	(4,278,953)	(281,000)	(1,558,369)	(69)
茨城	1,661,475	17,806	1,315,252	1,308,557	64,298	293,077	20
栃木	1,625,560	12,156	1,217,409	1,213,679	99,066	307,258	10
群馬	1,515,907	2,841	1,203,797	1,201,486	40,663	268,939	15
(北関東計)	(4,802,942)	(32,803)	(3,736,458)	(3,723,722)	(204,027)	(869,274)	(45)
埼玉	4,114,941	7,369	2,903,804	2,893,650	173,706	1,112,896	21
千葉	2,518,285	7,581	1,714,851	1,712,654	116,402	709,504	20
東京	3,632,647	3,951	2,483,421	2,472,070	150,799	1,165,950	15
神奈川	6,250,973	2,280	4,121,039	4,103,569	367,326	1,991,989	13
(南関東計)	(16,516,846)	(21,181)	(11,223,115)	(11,181,943)	(808,233)	(4,980,339)	(69)
山梨	643,495	1,762	437,134	435,702	45,408	157,153	11
長野	2,989,376	9,072	2,271,130	2,262,314	47,797	709,368	20
(東山計)	(3,632,871)	(10,834)	(2,708,264)	(2,698,016)	(93,205)	(866,521)	(31)
新潟	2,139,324	18,206	1,511,379	1,509,190	122,971	546,184	24
富山	1,352,967	1,392	1,083,369	1,082,479	54,842	205,813	16
石川	1,166,495	2,339	817,621	812,683	58,167	342,833	17
福井	864,621	1,135	652,041	649,182	26,480	191,910	12
(北陸計)	(5,523,407)	(23,072)	(4,064,410)	(4,053,534)	(262,460)	(1,286,740)	(69)
岐阜	3,048,244	1,700	2,318,520	2,318,226	175,575	615,146	7
静岡	5,061,264	12,829	3,568,413	3,543,772	303,893	1,324,432	18
愛知	8,138,066	19,864	6,491,366	6,490,747	379,501	1,610,343	20
三重	2,289,866	3,512	1,701,660	1,683,146	189,501	425,887	12
(東海計)	(18,537,440)	(37,905)	(14,079,959)	(14,035,891)	(1,048,470)	(3,975,808)	(57)
滋賀	1,554,558	3,328	1,202,657	1,201,030	118,071	250,720	16
京都	1,318,409	2,627	1,059,950	1,055,983	58,272	224,610	5
大阪	4,685,464	9,441	3,840,472	3,819,395	162,566	679,407	14
兵庫	5,595,564	6,928	4,420,356	4,419,422	92,678	1,131,193	14
奈良	1,397,225	2,412	1,007,302	998,045	106,167	289,090	1
和歌山	1,558,204	1,879	1,214,696	1,214,005	65,060	236,892	8
(近畿計)	(16,109,424)	(26,615)	(12,745,433)	(12,707,880)	(602,814)	(2,811,912)	(58)
鳥取	497,795	6,584	353,775	351,226	14,935	105,995	3
島根	978,184	4,297	480,777	480,237	165,422	308,273	1
(山陰計)	(1,475,979)	(10,881)	(834,552)	(831,463)	(180,357)	(414,268)	(4)
岡山	1,757,995	10,823	1,246,863	1,242,014	48,519	450,628	9
広島	2,638,703	2,426	1,988,618	1,988,505	60,383	578,866	13
山口	1,236,621	1,382	908,176	902,073	60,251	263,732	12
(山陽計)	(5,633,319)	(14,631)	(4,143,657)	(4,132,592)	(169,153)	(1,293,226)	(34)
徳島	844,371	1,910	696,337	690,835	20,036	115,569	15
香川	1,644,872	3,182	1,497,989	1,497,625	-	165,659	1
愛媛	1,799,398	2,578	1,351,994	1,351,765	111,114	322,315	12
高知	899,568	1,772	714,254	711,960	48,319	145,100	15
(四国計)	(5,188,209)	(9,442)	(4,260,574)	(4,252,185)	(179,469)	(748,643)	(43)
福岡	2,709,232	6,621	1,829,357	1,820,567	84,604	852,526	20
佐賀	921,895	11,736	615,456	614,029	47,698	225,653	4
長崎	675,682	2,459	449,623	447,151	15,057	175,737	7
熊本	1,031,746	7,525	625,481	618,558	56,565	306,831	14
大分	649,160	7,593	424,236	423,939	25,081	192,303	5
(北九州計)	(5,987,715)	(35,934)	(3,944,153)	(3,924,244)	(229,005)	(1,753,050)	(50)
宮崎	787,792	15,823	534,850	532,809	35,794	210,119	13
鹿児島	1,277,703	7,035	879,863	875,026	6,169	339,581	15
(南九州計)	(2,065,495)	(22,858)	(1,414,713)	(1,407,835)	(41,963)	(549,700)	(28)
(沖縄)	(833,915)	(3,938)	(434,177)	(433,752)	(49,729)	(301,196)	(1)
合計	95,918,733	471,279	70,446,532	70,176,172	4,163,045	22,252,885	667
一組合当たり平均 (単位 千円)	143,806,196	706,565	105,616,990	105,211,652	6,241,447	33,362,646	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2016年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	636,333	9,094	510,195	509,820	113,691
		森	62,836	1,766	43,838	42,814	8,575
		手	177,292	3,029	152,820	152,067	27,505
		島	21,657	876	19,780	19,402	2,040
		城	24,842	691	19,324	19,147	5,219
千葉県	東京	葉	63,010	2,313	47,444	45,658	7,570
		京	8,393	143	7,547	7,537	735
		湊	26,687	874	21,021	20,803	2,506
		山	32,247	567	28,287	27,817	3,146
		川	45,372	1,239	35,725	35,309	6,838
静岡県	愛知	井	38,980	997	28,540	27,650	8,774
		岡	114,323	6,826	87,591	85,498	29,845
		知	77,834	2,134	59,294	57,456	12,989
		重	84,996	3,249	58,104	57,754	27,748
		都	43,071	666	28,161	27,834	13,705
兵庫県	徳島	庫	75,982	1,736	53,183	50,938	20,151
		山	43,341	1,005	34,484	33,985	5,398
		取	23,394	806	18,658	18,420	4,595
		島	87,208	1,029	56,855	56,519	23,200
		島	32,494	500	30,840	30,558	2,003
香川県	高松	川	52,633	3,112	47,862	47,820	5,477
		媛	82,388	1,559	54,336	51,484	28,943
		知	34,597	1,917	23,293	22,709	10,967
		岡	56,160	659	49,522	49,096	5,785
		賀	110,697	1,262	78,863	78,807	29,666
長崎県	鹿児島	崎	120,856	1,867	91,012	90,711	24,864
		崎	37,031	991	25,316	24,999	12,722
		島	63,988	2,663	38,670	37,351	29,339
		縄	41,915	497	33,242	32,746	10,121
合	計	2,320,557	54,067	1,783,807	1,762,709	484,117	

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2016年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	払出 込資 済金	預け金	うち 系統預け金	信用貸出金	報告 組合数
北海道	528,285	80,971	83,351	578,180	575,625	104,281	69
青森	7,896	250	500	7,738	7,638	764	1
宮城	92,721	490	10,596	80,415	78,970	16,855	1
山形	5,029	-	657	4,256	4,124	710	1
福島	9,203	24	993	10,793	10,353	9	2
愛知	5,249	330	418	4,882	4,695	312	1
島根	39,470	327	3,150	32,830	32,482	5,503	1
山口	59,892	-	4,607	41,086	39,930	15,370	1
愛媛	5,709	1,503	474	6,356	6,310	934	2
熊本	5,340	458	694	4,224	3,131	1,439	1
大分	24,412	8	1,747	15,578	15,038	6,624	1
宮崎	2,070	1,332	528	2,555	2,416	1,583	1
合計	785,276	85,693	107,715	788,893	780,712	154,384	82

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2016年7月20日現在、掲載情報タイトル3,118件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main heading is '農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 ～東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)～'. Below this, there is a brief introduction and a section with four main categories: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取り組み', and '原発関連'. The page also features a sidebar with '更新情報' and 'お知らせ' sections.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016年8月号第69巻第8号〈通巻846号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7695 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社